

平成30年第4回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成30年12月 4日

本日の会議 平成30年12月 6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
参 事 森本 陽子 君 主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 山本 昭彦 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君 健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君
水 道 局 長 濱 伸二 君 会 計 管 理 者 山口 利弘 君
教 育 次 長 森川 寛子 君 総 務 部 理 事 山口 功 君
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君 教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君
総 務 課 長 荒木 秀一 君 情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 山崎 昇 君 収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君 都 市 計 画 課 長 日名子達也 君
福 祉 課 長 細田 愛二 君 こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 水 道 課 長 山口 新吾 君
下 水 道 課 長 山崎 禎三 君 教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君
生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時15分

平成30年第4回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

平成30年12月 6日（木）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

○議長（内村博法議員）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。
なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、安部都議員の①障害者政策と条例制定の充実について。②パートナーシップ制度について。③男女混合名簿についての質問を同時に許可いたします。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さん、おはようございます。本日の一番目の質問者であります安部でございます。

12月3日から9日まで障害者週間の期間でございます。共生社会の実現に向けて、障害に対する理解を推進するための期間でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。大きな1番です。障害者政策と条例制定の充実について質問をいたします。本町においての障害者政策については、障害者基本法に基づく第4次障害者計画を策定。障害者総合支援法に基づき、第5期障害者福祉計画及び児童福祉法並びに第1期障害児福祉計画を策定し、支援の提供体制と成果目標など決め、共生社会の実現のために取り組んでおられます。一方政府では、2015年に障害者差別解消法が施行され、さらなる合理的配慮の実現や不均等待遇や差別的扱いの禁止が求められており、自治体への取組も開始し住民へ少しずつ周知されつつあります。しかし、法令改正や条例が制定しても未だなお、障害児者を取り巻く様々なゆゆしき問題が全国で発生しております。その1つである障害者雇用水増し問題は、当該者にとって怒りを禁じえない屈辱的、人権無視の大きな問題でありました。そこで、本町の障害児者を取り巻く様々な問題解決や全ての人が生きやすいまち、長与町の今後の対応策をお聞きいたします。小さな1点目に手話言語条例の推進について質問いたします。全国で手話言語条例の推進がされております。聴覚障害者にとって手話は言語であり、社会と通じる重要な会話の1つの手段として使用されています。手話言語条例制定について本町の考えをお聞きいたします。小さな2点目です。障害者雇用水増し問題について質問いたします。法令を遵守し司る中枢の行政初め全国自治体で障害者雇用水増し問題が発生しております。本町のこれまでの状況や現況についてお聞きをいたします。小さな3点目です。本町での障害者差別解消法の周知状況についてお聞きをいたします。

大きな2点目です。パートナーシップ制度についてお聞きをいたします。長崎市が県内初の性的少数者LGBTのカップルを公的パートナーと認める制度であるパートナーシップ制度を来年度末に導入をいたしますが、本町での性的少数者への制度導入についてお聞きをいたします。

大きな3点目です。男女混合名簿についてお聞きをいたします。小中学校での男女混合名簿について、現在の社会的多様性の状況を鑑みると早い時期からの小中学校の対応が望まれます。導入に向けた考えをお伺いいたします。以上よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。今日2日目の最初の御質問者であります安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番目と2番目の御質問につきましてお答えをいたします。まず1番目1点目の手話言語条例制定の検討についてという御質問でございます。本町では手話に関する事業といたしまして、専任手話通訳者の設置、手話奉仕員養成講座の開催、手話通訳者派遣事業などを実施しているところでございます。中でも手話奉仕員養成講座は、昭和54年から実施をしております、平成29年度末時点で延べ1,289名の方が受講をされております。手話言語条例につきましては、2011年の改正障害者基本法により、手話が言語として位置付けられたことから条例を制定する自治体が増えてきている状況でございます。本町におきましては、既に制定済みの自治体からの情報収集を行っているところでございますが、当事者ニーズの把握や制定後の取組事業についてなどなど、さらに研究を進めた上で、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

次に2点目の障害者の雇用につきましては、従来より障害者雇用促進法に規定される法定雇用率の達成を常に念頭に置きながら、職員採用に取り組んでまいっておるところでございます。今年10月に厚生労働省より各自治体からの報告を基に作成されました障害者雇用率の修正についての発表がございました。本町におきましても、非常勤職員を全体の職員数に参入することを失念していたために、このたび報告していた障害者雇用率の修正を行ったところでございます。誠に申し訳なく思っております。修正後の平成30年度雇用率につきましては2.67%であり、法定雇用率の2.5%を上回っております。前年度におきましても同様に法定雇用率を上回っている状況でございます。今後も引き続き障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害者の職業の安定を図る観点から法定雇用率の達成を念頭に置いた職員採用を実施してまいりたいと考えております。

3点目の御質問でございます障害者差別解消法につきましては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的に平成28年4月に施行をされたところでございます。本町では、同法施行に伴い町内各小中学校、民生委員児童委員並びに商工会会員事業者へリーフレット配布による啓発を行うとともに、ホームページにより町民の方々への周知を図っているところでございます。また、庁舎内におきましても、長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定いたしまして、適切な対応と合理的配慮に努めておるところでございます。しかしながら議員御指摘のとおり全国的にも障害をお持ちの方々に対する事件や問題等が発生していることを踏まえまして、今後も引き続き周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に2番目のパートナーシップ制度についての御質問でございます。性的少数者LGBTのパートナーシップ制度につきましては、公的にパートナーとして認められることによって、LGBTの方々に対する偏見や差別を無くすと共に、社会での適切な理解が促進されることが期待されるものであり、非常に重要な課題であると認識をしております。現在全国で9つの自治体がこの制度を導入しており、さらに長崎市を含めた幾つかの自治体が入導を決定しているところでございます。国におきましては、国民的議論を踏まえ慎重に検討する必要があると認識をしております、法制化の動きもあるようでございます。今後、制度を導入する自治体は増えていくことが予想されますが、一方で国による法制化の動きもあるようですので、その動向を注視してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。では、3番目の男女混合名簿の質問についてお答えいたします。長与町立小中学校では、現在男女別名簿を使用しております。名簿は、学校の校務を進めていく上のシステム上の区別であります。中学校からの進学に係る進路事務においては、男女別名簿を作成する必要があります。また、身体計測などにおいても、男女別名簿を使用する必要があるため、システム上の区別として男女別名簿を今後も使用する予定でございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。手話言語条例の制定についてお聞きをいたします。私がこの質問するに当たって、長崎県聴覚障害者情報センターの所長様にお伺いをしてきました。県内で先程町長が言われましたように、条例を制定する自治体が大村市そして佐世保市、諫早市でございます。大村市は市長主導で行われたと聞いております。現在制定の動きがあるのが、長崎市、雲仙市、島原市、西海市です。自治体でもこのように長崎県でも大きく動きが加速化しておりますが、本町でも町長主導で条例制定の考えは、町長ございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今議員がおっしゃられましたとおり、県内の自治体では3つの自治体の手話言語条例を策定しているところでございます。それで、おっしゃられました4市の方で動きがあるということは、うちの方でも認識をいたしております。全国的に見ますと動きとしましては、平成28年に全国手話言語市区長会というのが設立をされておまして、こち

らに県内の全市が入会をされている模様でございます。そして同じ年の7月には、手話を広める知事の会というのが設立をされております。ここには全都道府県知事が加盟をしている状況でございます。そういった中で、市や区、県レベルでの条例制定と申しますか、またその法の制定を求める意見とか、そういったのは進んでいる状況でございます。その町、村レベルが、またこういった一括的などと言いますか、総合的な動きがまだなかなか進んでいないということもございまして、全国的に見ましても町で条例を制定しているところは非常に少ないようになっております。そういった中で町レベルの情報がちょっと少ない中ではありますけれども、県内の市の動きでありましたり、現実に策定をされている所の状況、こういった情報収集はすでにしてしておりますけれども、そういったところも鑑みながら判断をしていきたいと今のところは考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、本町は条例制定となるとなかなか国の動向を見てとか、他の自治体の制定の動向を見てとか、そういうふうなことでちょっとかわされてしまうんですけども、手話ってというのは、聴覚障害者にとってどういったものであるかというふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

御質問の件でございますが、確かに聴覚障害者、特にろう者の方につきましては、それが意思疎通を図る手段になってくるということで認識をしております。ですので、通常の会話をすることであったり、そういったことに欠かせないものであると認識をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。手話は聴覚障害者にとって、コミュニケーションの大事な1つのツールなんですね。それだけではないんです。学校や社会や職場での大事な意思疎通、生きていく上での言語なんです。だからこそ手話を早く取り入れてコミュニケーションを充実したものにしていきたいと思いますというところなんです。私も手話をちょっと習い始めて少し今日は聴覚障害者の方たちのために、議長の許可を得て今少しだけさせていただきますが、この手話言語法を政府は制定に向け協議中でございます。本町は九州で1番目に町レベルで手話通訳者を導入したすばらしい所です。これだけ理解がある所ですので、町長主導でいかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町の手話をしていただいている方々におかれましては、私もいろんな会に出て本当に良くやっていただけて、すばらしいなというふうに思います。まさしく手話は言語だということを私も認識しておりまして、よく会場でお話しさせていただいたりするんですけども、私はこの手話の在りようっていうのは、やっぱり町としても後押しして益々この手話が充実していくような形であっていいと思うんです。それが1番すばらしいことだと思うんです。ただ、その条例とかっていうそういった形のものがあるということ、いつも私も思うんですけども、その上にまだ法律があるという中で、そういったことを1つ1つ条例という形で縛るっていうのが良いのかどうかっていうのがまだちょっと判断に苦しむところあります。もしそれがやはり条例とした方が良いということがあれば、当然そちらの方向を検討していく必要があるだろうと思うんですよ。現在、進められてるのは私が知ってる限りは9県56市8町と73自治体がありまして、それからまたさらに進めていこうというふうなことを関係しておりますので、私はこの手話言語ということにつきましては、ますます充実をさせていただきたいと思うし、町としてもやっていきたいという気持ちありますので、あと条例化するかどうかというのはいろんな形のものをもう少し判断をしていきながら見ていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長崎県では障害者差別禁止法、障害のある人もない人も共に生きる平和な条例、それは国の法制定よりも先に、先駆けて県民とともに行政が先駆けて作ったものであります。だから、国の動向とかいうよりも、そうやった先進地はしてるわけなんですよ。条例を制定することによって、やはりそこを位置づける。しっかりしたものにすることじゃないかなと思います。それで長崎県では、障害福祉課と聴覚障害者、手話関係団体との意見交換会を4回実施して、今、手話制定に向けて進んでおりますが、本町もまずは手話関係団体やろうあ者の当事者との手話言語条例に向けた意見交換会を始めたらどうかというふうに御提案をさせていただきますが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

県の方におきましても、今議員がおっしゃったとおりに2年ほど前からそういった手話に関する団体でありましたり、障害をお持ちの方々の関係団体、こういったところと意見交換会をされているということはお伺いしております。その中で御意見として出てるんでしょうけども、もちろん条例を作るというお話も出てるようでございます。ただ、条例につきましても作るだけっていうことではなくて、もちろん目的があつて条

例は作るものでございます。そして、もちろん作るだけでは終わらずに障害者の方々に、そういった方々にとっていろんな事業を充実させていく、または新たな事業に取り組んでいく、こういった施策をやっていくというような、そういった条例を制定したことによって、いろんな計画をしていく、施策をしていくことも事前にお話等を伺いながら取り組んでいくべきものと思っております。ですので、本町としましては、今はちょっと情報収集の段階ではございますが、もちろん作るに当たりましては、そういった関係団体の方々の話をお伺いをさせていただいた上で、県内でも今3つ作っているということでしたけども、そこも全て事前に関係団体の方々と意見交換会をされてるということも伺っておりますので、同様にそういったところは行っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。是非とも早急な段階でそうやった関係団体、ろうあ者当事者との話し合いに向けて協議をしていただきたいなというふうに思ってます。ところで本町での聴覚障害者は、大体どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

現在、本町での聴覚障害者の方、これ手帳の保持者の数になりますけども、平成29年度末時点で160名の方がいらっしゃいます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

160名というところで、県下では聴覚障害者は8,680名いらっしゃいます。全国には言語も含めて34万6,000人というところですので、やはりこのような皆様方が言語として、手話が早くもう当たり前に見えるような形にさせていただきたいなというふうに思います。そしてまた先進事例がございます。今年の3月に手話言語条例を制定した諫早市でございますが、障害福祉課の女性課長の発案で毎朝ワンポイント手話講座を行っております。これは朝礼時に職員に1日1個の手話を覚えてもらうことで、窓口に来たろうあ者の方々の対話ができるようになったということですが、本町でもそのような取組を始めたらいかがかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに諫早市の方は条例を制定しているということもありまして、それで新たな施策といえますか、そういった行動をされているということも承知しております。ですので、

そういった手話を広めていくという活動を、まず職員からの意識付けであったり、そういったこともあります。そういったことでそれ自体をやるかどうかというのは今のところ私の方から何とも言えませんが、そういったことで手話を広めていくような活動は、さらに充実をさせていかないといけないということは考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはり法令も出来てそしてあと条例も出来たらもう確実的に手話は広がっていきます。だからこのように職員の皆様方も窓口で自由に対応ができるような形でしていただきたいなど。5分間ワンポイント手話講座お願いいたします。国連におきましては9月23日手話言語の国際デーと定めておりますが、手話は音声言語と対等であり、手話言語は促進しようというところではありますが、手話をまず知ってもらうためにこの日に手話講習会を開催し、聴覚障害者の話を聞いたり簡単な手話を学習するなどの機会を町民や職員の方々に設けていただけたらいいかなと思いますが、町長、見解お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今お話ありますように、手話を広めていくというのは非常に大事なことだと思うんですよ。言語ですのね。だから、そういった形で長与町の中でどんなことができるか、当然これは広めていくっていうのは大事なことだと思っておりますので、その辺りは検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。広く広めるためにはこういった手話講習会も開催していただきたいなどいうふうに思っております。私、手話を習い始めて1つ問題が見えてきました。手話通訳者のニーズが増えているのに、手話通訳者が非常に今不足してるということが分かりました。そこで高齢化が進展する中で今後講師を増やすことが喫緊の課題であると思っております。手話通訳士や指導者を養成するために今後の施策があれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

手話通訳者又はその指導者の方の養成についてですけれども、確かにおっしゃられるとおり手話通訳を行われる方々の高齢化であったりとか、そういった問題がこれも全国的には出てきているようでございます。ですので、そういったことにつきましても今後どうしていくのかというのは関係者、関係機関からもお話をお伺いをさせていただいて、

今後どういった方向に向けていくべきなのか、協議をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

本町では毎年手話の入門と基本のサークルが開催しておりますが、それ以上を学ぶとなると長崎市に行く必要がありますね。そこで、やはり手話を主婦でも誰でもが使いやすい環境にしていかなければいけないんですが、現在、夜間のみサークルを開催しておりますが、来年度から昼のクラブも開催し、更なる充実を図ったらいかがかなというふうに思いますが、その辺りはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに今、手話通訳の講座につきましては、夜の開催ということではいたしているところでございますけれども、これはちょっとまだできるかどうかは、ちょっとうちだけの判断ではございませんので、何とも言えないところでございますが、例えば町の公民館講座の1つに手話講座を入れていただくとか、そういったことも可能ではないかなと思っております。そういったことも関係部署とも協議はさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、よろしくお願いいたします。広いところでやはり皆さんが手話になじんでいただく、知っていただくということが必要かと思えます。よろしくお願いいたします。そして手話言語条例が制定されましたら、どうぞ職員の皆様方も手話を勉強していただければ嬉しく思います。よろしくお願いいたします。

それでは大きな2番に行きます。障害者雇用水増し問題についてお聞きをいたします。中央省庁と地方自治体の障害者雇用の水増しが合計で7,500人という莫大な人数が出ました。長崎県も市も多聞に漏れず水増し雇用、不正雇用があったと思っております。そしてこの水増し問題は、法定雇用率の単なる数合わせのための恣意的というよりは故意的だというふうに全国の障害者の方たちは非常に怒っております。法定雇用率、今年の4月から2.5%というふうに上がったわけですが、本町で障害者法定雇用率、6月1日時点で半年以上勤務した人を雇用したと判断しておりますが、本当に算定に間違いはなかったのか、確認方法の不適切な解釈はないのか再度お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。このたび法定雇用率算定に当たりましては、国の方に雇用率の

報告を行いました。その中におきまして、分母となる職員数の捉え方を誤っておりましたことにつきましては誠に申し訳ないと思っております。算定におきましては、もちろん人事管理システム等を活用した中で、常に職員それから非常勤の職員、嘱託の職員、そういった方々は算定をすることは可能です。その中で故意的なところで水増しをするために操作したということは一切ないということでございます。あとはそれを、どれをもって証明をするかというお話であります、そこはもう責任持って算定はこちらの方でさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

6月時点では法定雇用率を達していたというところで、例えば5か月後には実雇用はかなり下がったというふうなところで、そこでは法定雇用率を達していないわけですが、その辺りはあったのか無かったのか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

法定雇用率の報告につきましては、6月1日時点での調査でございますので、年間を通じて毎月、今月の法定雇用率が何パーセントであるとか、こういった形での調査自体は行われておりませんし、私共もそういったことを踏まえるときには時期、次年度を見たときの職員の採用を踏まえたところでの検証というのは行うところでございますが、5か月经ったからと改めて率を算定することがないということで御理解を願います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解をいたしました。本町では不正は無いと。しっかり法定雇用率も達しているというところで了解しましたけれども、本町での障害者特別採用枠の採用実績が25年に1名、28年に2名、そしてまた非正規雇用なども合わせてあるんですけども、そのほかの年度っていうのはなぜ採用をされていないのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

冒頭町長の方から申しましたけども、障害者の雇用につきまして確かに活躍社会を目指すという観点では、広く雇用する機会を設ける必要があるというのは重々分かっております。そういった中で、法的に義務づけられた雇用率の達成というところ、これを見越したときに現在障害をお持ちの職員が退職するとか、非常勤の職員が増えるがために今後、分母が増えるために分子となる障害者の方を増やさなければならない。こういっ

た視点から25年、28年というのは採用しているわけでございます。その他の年度につきましては、そういった観点がなかったから採用を行ってないと。今後もそういった必要に応じて、採用の方は引き続き行うというような形になります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これからはやはり様々な障害者の雇用というのが必要となってきますので、その辺りを視野に入れながら毎年募集をしていくような形で積極的に雇用を行っていただきたいなというふうに思っております。それから障害者特別採用枠の雇用条件はありますか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

過去の採用におきましての条件でございますが、身体に関するということでの条件が実はございました。その当時、知的とか精神というところに目を向けてなかったというのが実情でございます。今、法的には雇用の義務づけがなされているところでございますので、今後の採用におきましては門戸を広げる意味におきましても、検討していくというか、実施してまいるといような方向で今進めております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

雇用の義務づけというところで法に従ってやっていくしかないんですが、しかし広い意味で身体だけではなくて、知的、精神、聴覚、皆様方の、やはり障害を持った方たちが働く場を拡大していくっていうことは、町としても重要ではないかなというふうに思っております。そこで政府は全国の採用の統一試験を2月に行って、来年度末までに4,000人を雇用する予定であります。これも本当に大変私達からとったら厳しい状況にあるというふうに思ってますが、単なる数合わせになるしかないのではないかなと思いますが、九州では福岡市が受験会場となっておりますが、本町からの障害者の問い合わせなどの状況、これについて状況確認などあってるのかお知らせください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

昨日以前におきまして、問い合わせ等一切今現在では無いという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在では無いということですが、それでは障害者を雇用するためには何が1番重要だ

というふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

もちろん通常の職員として採用するわけでございます。もちろんその中での当たり前の業務というのが出てまいりますので、そういった中での若干の配慮、例えば使用する机を低くしたりだとか、あとは段差を無くすとか、こう言ったハード的な対応、また職員それぞれコミュニケーションを取る必要がある観点からもそういった声掛けによる配慮、こういったものが必要になるかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

差別偏見をなくすこと、固定観念を変えること、そしてまず上司が障害者の各特性を知って、そして互いの信頼関係を築くこと、これが1番じゃないかなと思ってます。ところでそれをしている自治体があります。福岡県福岡市、ここは労働組合と障害者の労働のことにに関して意見交換を20年継続しております。福岡市は障害者の嘱託職員を60か所に整備配置雇用をしておりますが、障害のある職員を交えた意見交換、幅広い職場での配置転換、そして役所全体の意識改革、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かに今現在、障害をお持ちの職員ももちろんいらっしゃいます。そういった中でも普段どおり会話とか日常業務をやっていただいております。そういった中で特段その点、正直私が意識をしたことがありませんでした。実際、今からこういった中で、障害者の活躍社会を目指す中では、そういった配慮も十分踏まえて意見を交わすなど機会を捉えて進めてまいる必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、福岡県では正規雇用を183名、そして障害者雇用の法律で位置づけられた今回の一連を受けて推進をしておりますけれども、厚労省では、職員に向け精神や発達障害者に対する職場での配慮、サポートのあり方を学ぶための講座を開催しておりますが、本町ではこの講座というところで、配慮の仕方、サポートの仕方を学ぶための講座開くべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

27年に障害者差別解消法という法律の施行に伴いまして、全職員に対しての研修っていうのが一度行っております。それから障害者に対するそういった差別に関する研修というのは、毎年、職員に対して呼びかけを行っているところです。そういった中で一応そういったことは行ってありますが、計画的なところでそういった障害者に対する考え方というの、職員の中に植えつけていく必要があるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非こういった講座を開いていただいて、意識改革、環境整備を整えていただきたいというふうに思っております。それから福岡市では原則30時間以上を勤務する障害者の嘱託員として1年雇用というチャレンジ雇用を行っております。このチャレンジ雇用というのは様々な観点からあると思うんですが、現在採用者が76人、うち72人が知的や精神障害者であります。というところで、本町でもまずはチャレンジ雇用、この庁舎それから小学校、中学校、図書館、幅広く精神や知的障害者の門戸を広げてみたらいかかというふうに思いますが、その辺りチャレンジ雇用についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員がおっしゃってるチャレンジ雇用と言いますのは、いわゆる短時間勤務雇用というような考え方になるかと思うんですが、私共としては任用のあり方自体を全体的に見直した中で、今後研究を進めていかなければならない問題だと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

いや最初にチャレンジ雇用ということを、まずは1年雇用、最大3年としていろんな形で精神、知的、身体のみならず聴覚障害者の方たちを採用して、そしていろんな所の配置をしていくわけですよ。そして、その方が正社員になりたいなとなったときには、また受験をしていただくとかいうことも可能じゃないかなというふうにも思いますので、その辺りまずはチャレンジ雇用として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、次を行きたいと思えます。大きな3番目に行きます。障害者差別解消法について、周知状況についてお聞きをいたします。本町での差別解消法の周知状況は、今のところ良いと考えるのか悪いと考えるのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

平成28年に障害者差別解消法が制定をされまして、その当時は町の方としましても、パンフレットの配布等で周知は進めてまいっているところではございますけれども、認知度と言いますか、どこまで広まっているのかというのは詳しい調査はしておりませんが、まだまだ浸透はしていないのではないかなということで認識しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、県の障害のある人もない人も共に生きる条例、これ差別禁止をするための条例なんですけど、パーセントとしてどのくらいか御存じでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

県の方では、3年に一度行っております県政世論調査というものがございます。その中で県が26年に策定をいたしました差別禁止条例、こちらの認知度についてもアンケートを行っているところでございます。ちょうど本日の新聞にも掲載がされていたようですけれども、御存じという方は県民の方で43%ということで認識しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

この障害者差別解消法というのは、なかなか周知が難しいところでありまして、本町でも次回、来年度でもよろしいですがアンケートを実施するようなお考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

アンケートの実施につきましては、単独でのアンケートの実施っていうのはなかなかちょっと厳しいのかなとは思いますが、障害者福祉計画、障害者に関する計画を町で策定をしておりますけれども、その計画の策定の段階で対象者の方々にアンケートを実施しているところでございます。そういったものの中で、そういったことについても触れさせていただくというようなことは検討してまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。幅広く町民の方々にアンケートを実施して、合理的配慮、不均等待遇が何なのかということを知っていただきたいというふうに思っております。これまでの障

害者差別解消法に向けた本町の取組、これをやったぞというような形で、今年1年でどのようなことをされたのか、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

その障害者差別に関するものとして単独と言いますか、そういったことで実施は今年度今のところございませんけれども、例えば事業所であったりとか、いろんな会合であったりとかで講師としてうちの職員が行ったりとかすることがございます。そういった中でテーマを例えば障害者の虐待に関する講話であったりとか、障害者差別解消法に関することに触れさせていただいたりとか、そういった所で周知と言いますか、啓発そういったことでさせていただいているのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今年は企業が行われたダイフェストークとか、障害者のミライロの社長を呼んで講演会、それから金澤さんの町民のつどいなどを本町は行われてると思う。こうやって障害を持った方たち、その経験をされた方たちの講演って非常に大事ですので、今後とも広めていっていただきたいというふうに思っております。

それでは2つ目のパートナーシップ制度導入についてお聞きをいたしますが、国ではLGBT差別解消禁止法制定へ向けた議論が行われております。本県では長崎市が最初にパートナーシップ制度を導入をされておりますけれども、性的マイノリティの方々が自分らしく生きるためには、多様性を認めて理解、行政の改革が必要だと思いますが、制度導入が今のところ必要無いようなことをおっしゃってましたが、消極的に考える理由というのは何でしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町長の答弁の中で申しましたのは、制度の導入が必要ではないということではございません。性的マイノリティの方については、やはり社会においても十分な理解が得られず、偏見の目で見られ差別的な扱いを受ける。こんなところから非常に重要な課題であるというふうな認識では捉えております。そういった中で今、先行して導入されている自治体の条例とか要綱等を拝見させていただきますと、申請する要件等がハードルの高いものも実際あったりもします。全国の自治体で、自治体の裁量でやってるものですので、結構ばらつきも起きてますんで、今まさに法制化の動きがございますので、それを注視して、その国の考え方を持って町の方でも検討に入っていきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはりレズビアンの方たちなんかのカップルが結婚しても法的には婚姻が認められないわけですから、そうやって社会的に今言われましたように証明がないと税の控除や保険適用、相続、扶養手当、それから休暇など法制的な福利厚生などもなかなか権利を行使することができないわけです。パートナーシップで証明することによって、この人たちがパートナーですよということによって権利が行使されるわけですので、喫緊の課題だと思いますので、その辺りを国の動向を見るというよりは、早目に調査をして、研究をしていただきたいなと思います。性的マイノリティの方から実際話を伺ってまいりました。本町にも1クラスに3人は性的マイノリティがいると言われてます。全国でも7.4人、本町でもこういった方々はいらっしゃると思いますか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

全国的なアンケートを取られた中での数値と捉えてますので、いるというふうに私の方で断定することはできませんけども、いてもおかしくないというような状況であるというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今年も事件が起きたんですが、ある大学生がその友達に自分は性的マイノリティなんだよって言うことを告げたことによって、その大学生の友達が友達にばらしてしまった。それによって当事者がもういたたまれなくなって自殺したわけなんですよ。そういった本当にいたたまれない事件が起きたんですけれども、そういった自殺しないような、性的マイノリティの方たちの自殺対策や予防などは考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

ただいまの質問は通告書にも要旨の記載がなく、質問は制度導入ということでしたが、会議規則50条により答弁をいたします。自殺対策につきましては、町といたしましてLGBTの方のみではなく全町民を対象といたしまして、健康教育、健康相談などあらゆる機会を活用して支援が必要な町民の方にきめ細やかな対応をさせていただいております。どうぞ何かございましたら健康保険課が窓口でございますので、遠慮なく御相談をしていただければと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

当事者に伺ってきました。やはりこういった性的マイノリティの方たちの相談する場所が無いというところですね。これは非常に大変だというふうに言っていました。やはり健康保険課の方は総合的な受付というのはしていらっしゃると思いますが、やはりこの性的マイノリティの方たちの悩み相談を受ける特別な相談者が必要だというふうに言われたんですが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

健康保険課内でも保健師で性的マイノリティの方の相談ってところの話をしておりますが、なかなかそういうことに関する研修会、専門家の研修会というのも少なくありますし、あと県内でも専門って言われる保健師等がやはり見当たらないという状況もあります。これにつきましては保健所等々と連携をとりながら、そしてそういう研修会を持ってもらうように今後働きかけをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。本当にその方もおっしゃってましたが、全国的に非常に相談を受ける方の受け皿の相談士が非常に少ないんですよと言われてました。確かにそうだと思いますが、これは全国的な問題だと思うんですが、県とそれぞれの自治体と協議をしながら、これから増やしていただきたいなというふうに思っております。政府はLGBTの差別禁止法制定に向けて現在協議中でありますけれども、その方はLGBT差別禁止法じゃなくて、性的マイノリティの差別禁止条例にしていきたいというふうなことを要望しておりましたが、本町も国に先駆けて性的マイノリティ差別禁止条例制定は、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

繰り返しの答弁で申し訳ございませんけども、現在、性的マイノリティに関する情報等が不足してる状況もあります。統一的な見解を国から示していただく中で十分な検討を今後行っていく必要があると思っておりますので、条例の制定先駆けて行うということについては、現時点ではお答えできないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

なるべく前向きに推進していただきたいと思います。

それではこれは教育委員会にお聞きいたします。先程の男女混合名簿もそうですけれども、ずっと私は7年前から質問をしております、同じ答えが返ってきております。教育長が言われるように一定の区別が必要なんだよと。区別は身体的なものを検査するときに区別は必要なんだよと言われました。前教育長もそういった区別することは差別じゃないんだよ、単なる区別なんだよって言われましたけども、こう言った性的マイノリティの方々にとっては、区別ってということ自体がものすごく苦痛なんです。そして生きづらさを感じる。小学校の低学年、高学年、中学校まで非常に悩むそうです。そして高校になって初めて自分はみんなと違うんだということに位置づけられ、意識をされて、そしてカミングアウトをしたりいろいろするわけですけども、区別することは男の子、女の子というふうにやっぱりするのではなくて、佐世保市もそうなんですけども、男女混合全で行なってまして、入学式も卒業式も男の子、女の子、男の子、女の子という形で混合で呼んでます。そうすることによって区別はされないというところで、本人たちも安心しているそうなんです、子供たちも。どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今の御質問にお答えをいたします。まず、名簿につきましては先程も教育長答弁にございましたとおり、いわゆる性的マイノリティの方の感情を抑えるためだけにあるものではなくて、全ての児童生徒が様々な教育活動を行うための記録であるとか、あるいは順序立てて何かをする。例えば身体計測をするとか、そういったところに利用するものでございます。また、いろんな行事がございますが、特に宿泊を伴う行事におきましては、男女で部屋を分けるというふうなこともしないことには、なかなかそういったところでもうまくいきません。総合的に名簿というのは利用するものでございますので、概ねそこで判断をするに当たりますと男女別にするというふうなことになるかなというふうに思います。議員の性的マイノリティの方のお気持ち、そういうふうなお気持ちがあるということにつきましては受けとめたいと思いますが、総合的に判断をいたしますと男女別の名簿で今後も進めて行きたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長崎県の男女混合名簿の使用状況、小学校中学校はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

長崎県におきましては、近隣で言いますと、時津町あるいは長崎市こういった所では、

小学校が7割を超え、そして中学校では6割以上の採用を混合名簿してるというふうに我々は把握しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。小学校で8割近く、中学校では6割以上という所で導入されてますので、やはりそういった必要性があるからこそ違和感のない小学校、中学校の時期にそういった方たちも全部含めて、そういった対応をすることによって生きづらさをなくす。生活での安定、心の安定も保つことができるわけです。時によっては、そうやって分けるときもありますでしょう。それは状況に応じて、必要に応じてしていけばよろしいことでもありますので、是非来年度から導入に向けた本町の意気込みを教えてください。

○議長（内村博法議員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

繰り返しになりますが、男女別の名簿が男女の差別であるとか、あるいはマイノリティの方を排除するというふうな考え方においてはしておりませんので、総合的にシステムとして、このことの方が確実に教育においての様々なトラブルを防止するというふうな点では、こちらの方が有効だというふうに判断いたしますので、男女別の名簿を来年度も使用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

本町が非常に消極的だなというふうに思いますので、何かやっぱりそのところが、やっぱり差別ではないみたいなことを言われてますけども、やっぱりどうしても差別になってしまう。そういった方々にとってみたらやっぱりその使いづらさがあるというところで、もう少し前向きにそういった方々のお声を聴いて、是非将来的に向かって検討をしていただきたいなというふうに思っております。最後でありますけれども、本町のホームページや広報チラシなども周知されておりますけれども、まずは多様な障害者を知っていただくために、今月9日、日曜日、長与、時津の合同で障害者芸術祭がございますので、時津カナリーホール1時からどうぞお越しください。終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時50分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。通告順7、西岡克之議員の①本町の福祉政策について。②道路行政についての質問を同時に許可します。

9番西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。その前にロタウイルス予防接種についての3行目の終わりの方、入院が必要となる小児急性胃腸「炎」の文字が抜けておりましたので加筆をお願いいたしたいと思います。それでは質問させていただきます。本町の福祉政策について。1、ロタウイルス予防接種について。ロタウイルス感染症は乳幼児をはじめ子どもに多い急性胃腸炎を引き起こす感染症で2～3か月にかけて最も多く発生するようです。ほかのウイルス性腸炎に比べて下痢や嘔吐の症状が激しいことが多く、入院が必要となる小児急性胃腸炎の原因のうち50%を占めるとされております。成人にも感染いたしますが、軽症で済んだり発症しなかったりする場合が多いようです。治ったあとの免疫は不完全で再び感染することもあります。通常2度目は重症にはなりません。なお、原因ウイルスのロタウイルスは10から100個程度でも体内に入れば感染するので、非常に感染力が強く、便1グラムの中には1億から100億個程度のウイルスが排出されております。生後6か月から2歳ぐらいの乳幼児に多く見られ、5歳までには大半の子どもはかかります。特に抵抗力が弱い乳幼児が感染すると脱水症状になりやすく、ひどい場合には病院での点滴などの治療が必要となったり、さらには入院となったりすることもあります。また、下痢症状の治療によってはウイルスが腸内に溜まったまま回復を遅らせることもあるようです。このような症状になる前に、ロタウイルスにはワクチンがあり、接種することで予防することができます。本町でも是非ワクチン接種の助成を行うべきと考えますが、行政の考えを問います。

2番目として、道路行政について御質問させていただきます。本町には国道207号線が通っております。これは本町を走る唯一の国道であります。本線は大村湾岸沿いに走っており、この路線は波静かな大村湾を眼下に見下ろす絶景なロケーションが望めます。現在国道拡幅が行われており、塩床付近まで拡幅工事を終えているようですが、先線の工事が止まったままになっているようです。先には本町の桜の名所、和三郎公園や堂崎公園などがあり、観光で利用される方も多いようです。町長が言われるシーサイドストリートを完成させる意味でも先線の工事完了を目指すべきと感じますが、町の考えはいかがか問います。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目のロタウイルス予防接種についての御質問でございます。予防接種の助成対象ワクチンにつきましては予防接種法によって定められております。予防接種の効果及びリスクについて科学的根拠に基づき、定期接種とするか、任意接種とするか、検討されているところが現状でございます。定期予防接種につきましては25年4月に立ち上げられました予防接種ワクチ

ン分科会及び予防接種基本方針部会におきまして、定期接種に追加するべきかどうか、接種対象者や接種方法などにつきまして専門家による技術的な検討が行われてきておりまして、その結果といたしまして26年度に水痘と成人用肺炎球菌の2つのワクチンが、28年度にはB型肝炎ワクチンが順次定期接種化されたところでございます。御質問のロタウイルスにつきましても、検討対象ワクチンではございますけれども、現在のところ引き続き検討が必要とされておりまして、定期接種化に至っていないのが実情でございます。ロタウイルスは議員御指摘のとおり、乳幼児の半数が罹患するほど感染度が高いウイルスでありますこと、また接種時期が限られていることなどから、特に早い時期より集団生活に入る方には任意接種としてロタウイルスがあることにつきまして情報提供を行っているところでございます。町単独で助成を行うためには、助成を行う目的や対象者の選定、他事業との優先順位など見極めが必要となってまいりますので、もうしばらく国の動向を見守りたいと考えているところでございます。

2番目の道路行政についての御質問でございます。国道207号線は御承知のとおり県管理の国道となっております。そのため、工事及び計画などにつきましては長崎県により管理をされておるところでございます。本町といたしましても、本道路が観光目的、緊急時の迂回路、また、本町の基幹産業であります柑橘の搬送路としても必要不可欠な道路と考えておるところでございます。そのため、長崎県と佐賀県の2市5町が参加しております国道207号改良促進期成同盟会を通じた要望項目といたしまして、潮井崎工区先線である塩床地区から諫早市境までの長与町内全線、また接続する諫早市側も全線改良を要望項目としておるところであります。この件につきましては、引き続き同会を通じ、諫早市と共に要望を続けてまいりたいと考えております。また、全体要望と共に長与町内の一部狭隘区間等につきましては地元の要望を踏まえながら、今後県に要望を行って、その解消に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

質問の順に沿って再質をさせていただきます。先程当初の答弁にございましたように、このロタウイルスというのは任意接種でございます。当初の質問の中にあつたように、5歳までの子どもがほとんど100%感染すると言われていていると思います。なかなか重症化するらしいですね、一度感染をいたしますと。WHOが全ての国の定期接種に入れるべきだと報告があるということでございます。今の当初答弁にございましたように、任意接種と予防接種の2種類があります。予防接種法に基づく予防接種でありますと、いろんなエマージェンシーのときの支援が受けられるというのは、もう御案内のとおりだと思います。26年に水痘、肺炎球菌ですか、28年にはB肝があり、予防接種法に載っているということでございましたが、これはまだ載ってはいません。しかし何と申しますか、自治体によっては自主的にもうやられている所が増えております。日本全国あ

ちこち調べましたらありますけども、県内でも自治体で自主的にこれのワクチンの予防接種をしてる所がありますが、長崎県内ではどこどこどこが自治体でロタウイルスの支援と申しますか、援助と申しますか、しているか、お調べになっておりますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

お答えいたします。長崎県内では今現在、補助、助成をしている所が島原市の1市となっております。予定としまして来年の4月から南島原市と時津町が開始をする予定ということでお聞きしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですね。来年の4月からの実施で南島原市と隣の時津町が実施をされるということをお聞きしております。本町はよく聞くんですけど、福祉は横並びで一緒にした方がいいよという話を我々が福祉のことで質問するときによく聞きます。その中で、長崎市、時津町、長与町、広域連携という形もありますし、そういう中で時津町が来年からされるんですね。横並びの本町がしないのかなというのを思います。ちなみに時津町は補助はどれくらい出されるのか、もし調べてあるようだったら教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ロタウイルスには予防接種ワクチンが2種類ありまして、1回当たりの接種が1万円のものとして1万5,000円のものがございます。1万円のものであれば接種の回数が3回必要ということで、今のところ島原市が3,000円の一部助成ということで、時津町もその線で考えていますということをお伺いしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですね。ロタリックスとロタテックというのが今、答弁の中にあつた2種類あるそうでございます。ロタリックスの場合は1万2,000円から1万5,000円程度掛かるそうで、ロタテックは7,000円から1万円。自己負担でなければならないということで、3,000円ぐらいで2回から3回が必要だというふうになっておりました。その中で、まずどちらも2回か、1万5,000円で3回か確かあったんですね。ネットで調べてみました。そしたら1番最後に書いてるのが、もしも接種をあきらめようか迷っているならば、まず自治体に問い合わせる助成制度がないか確認してみてください。場合によっては半額以上を代わりに負担してくれるところもあります。市役所などに問

い合わせるのがよいでしょう。これは他の所のネットにも書いてあったんで、やっぱりそういう所が増えてきたんだなというふうなことを感じておりました。このロタは、ほかのヒブとか肺炎球菌、四種混合のワクチンと同時に接種することが可能だというふうに載っておりました。ですから例えばある種の予防接種は接種をしてちょっと時間を置かなければならないというところもあるんですけども、これは同時にやれるんでその辺の面倒さもないんだらうというふうに思います。ぜひ実現の方向を目指してやっていただきたいというふうに思いますけども、その辺の可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回このロタウイルスというものを私も勉強させていただいたんですけども、今、国の方でも町長答弁の方でありましたように予防接種ワクチン分科会というところで、この予防接種に関しては効果がどうなのか目的がどこなのか、そして安全性、あと費用対効果等についてかなり議論がなされているようでございます。会議録というのを私も見させていただいたんですけども、専門用語が多くてなかなかこう理解が難しいところではあったんですけども、今でも3つの課題が残ってるというふうにまとめられておりました。1つが健康被害のところ、接種後1週間後に重篤な様態を示したケースがやはり上がってるというところ、やはりリスクと効果がどうだったかというところのバランスを見た際に、国内では有用な効果が得られてるということで書かれておりますけれども、やはり健康被害、副作用のところはリスクとしてまだ残ってるのではないかとということです。費用対効果については、ワクチンが先程もありましたように、1回1万円の3回、1万5千円の分を2回、それを打った場合にワクチンを打っても病気にかからないということではなくて、重症化予防のためのワクチンということがはっきり書いてございました。ですからワクチンを打ったとしてもこの病気にかかるという感染は非常にリスクとしては残ったままで、ただ重症化、病院に入院するまでの重症化を防ぐことはできますよということで、費用対効果としては余りよろしくないということで結論としては書かれてございました。1番やっぱり気になるのが健康被害の部分かなというふうに思っております。任意接種ということですので、ワクチンを接種したときに救済措置がございますけれども、任意接種の分についてはその救済措置がないというところが1番町としては心配だなというところで、ここの部分がちゃんと国の専門家による技術的科学的検証を得て、安全でとても有効なワクチンであるということが実証された上で、本町としては導入をしたいなというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

確かに今課長がおっしゃるように予防接種法で担保されてる予防接種においては、万

が一のときの保証と申しますか、があるんですね。こういう任意接種というのがそういう保証がございません。ただ、重篤な状況にならないためのものだというふうに私も調べたらそういうふうに掲載しておりました。もう1つあるんですけども、今、共稼ぎのところが増えております。もう本町もちっちゃい乳幼児と言うんですか、からもう集団生活をさせているんですね。その中でいろんな子どもは、例えば保育園こども園とかで行きますと、病気をもらいます。もらいますという言葉は当たらないかな、感染してきます。いろんな手足口病であるとか何だとか、すぐちっちゃいころから大体3歳ぐらいまでにほとんど感染をしてきます。そういう所の方がのべつ幕なしに全部任意接種でいいですよというよりも集団行動をとるといいですか、そういうところからでももしよければ始めることもできないのかなというふうに思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確かに保育所ですとか、集団生活をする場で非常に発生をしているということが書いてございました。実際に今、任意接種というところで長与町の子ども達がどのくらい接種をしてるのかなというところを見ていったわけなんですけれども、報告がございませんのはっきりとした数字は申し上げられないんですけれども、ワクチンの供給量等で推計すると、全国的には60%ぐらいが今現在任意接種でも接種をしてるのではなかろうかということが言われております。本町におきまして、母子手帳の方で接種をしたということが確認ができて、そちらの方、ちょっと見させていただきまして、長与町は8割ぐらいの方が既に任意接種として受けてらっしゃると。どうして長与はこんなに高いのかなということをお小児科の先生にもお尋ねをしましたら、小児科の先生の方が、ほかの今言われましたヒブとか肺炎球菌とか、そういったものと一緒に先生の方がお勧めをして受けていらっしゃる子どもが非常に多いということが分かりまして、今現在でも十分に長与町ではロタの発生自体も抑えられているのではないかなということをお伺っております。そうした場合に目的がどういったところかというところで、今、既に現状でも保護者の方が任意的に子どもにきつい思いをさせたくないという思いから恐らく受けていらっしゃるんだと思うんですけども、一定浸透してますので、経済的な支援というところになるのかなと思います。そういったところで全く必要ではない政策だとは思っておりませんが、ほかのいろんな政策と比較検討する場合に、どうしてもこの部分の助成というところが、ほかの支援と比較しまして優先順位が下がってくるのかなというふうには捉えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

課長の説得力ある答弁で少し矛先が下がりつつあるんですけども、やはり最後には魅

力ある、長与町の魅力度を上げるというか、そういう部分で考えていただきたい。また時津町がやられる、来年4月から。そこら辺も加味して、この接種についても全額出せというわけじゃないんですよ。全額出せというわけじゃない。ただ時津町も確か補助だったと私は記憶しております。そういう意味で幾らかの補助をしてあげれば、魅力ある自治体ということで、もう自治体間競争の部分に入ってくるんじゃないかなと、一部です、思います。そういう部分で是非考えていただけないかなというふうに思います。これは私の個人的な考えですが、予防接種というのは小さいうちにしとかなければ人命に関わるというものもあると思うんですね。ただ、今課長の答弁にあったようにほとんどやってるし、こういうこと言ったらどうか分からん。本町割と所得の高い方が多ございますので、小さいときにそういう部分の子どもに掛けるお金というのは、教育と一緒に高うございます。ですからそういうふうな形で、私も今80%と初めて聞いたもんですから、全国をはるかに上回る部分で子どもには安全性を担保しているのかなというふうに思います。ただ何べんも言うように時津が来年からやるということなので「長与はしとらんと」とかいう話になってくると思うんですね。そこら辺をちょっと前向きに考えていただきたいと思いますが、この問題、最後にもう一度聞きますけども補助という部分でどうなのか、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

国の方での議論もかなり進んでおりまして、もうそろそろ結論が出るのではないかなというふうに思っております。これを待ってからということでは、いかなものかなというところもありますけれども、できれば安全に安心して接種をしていただくためにも、国の方で法定接種化となれば、ありがたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

先程、課長の方が答弁しておりますけれども、どうしてもこの予防接種任意となると、町自体のリスクというのも結構負っていかなくてはいけないと思うんです。これが定期接種となると国が認めた予防接種になりますので、先程から答弁にあるとおり、そちらのリスク、もし何かあったときにいうところが国が責任を持ちますので、どうしてもそこに踏み込めないというところもあろうかと思えます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

一定程度理解をいたしました。実現に向けて、是非所管から努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に入ります。207の拡幅の件でございますが、この整備、確かこれは古い話なんですけど、長崎大水害のときに長崎バイパスがだめで、矢上の道路がだめと、あちこち通れないときに唯一この道路が確か通れたんだらうと私は記憶しております。それで国道に昇格になったのかなというふうに記憶しております。ほかに理由もあったやもしれませんが、大きな理由としてそれが考えられるんだらうと。本町には国道がここしか走ってないんですね。大草の方は県道なんです。国道が走るということはその地域の発展ができるわけなんです。206号は時津、琴海、旧西彼、あの辺り西彼、西海の方は走っておりますので、1本国道が通るということはその地域が大きく発展をするんですね。ですからこの唯一国道に昇格した部分をもっと我々力を出して、声を上げて、もっと整備をすべきではないかなというふうには思います。具体的な話になりますと、先程私も塩床までと言いましたが、その塩床からの未整備区間と言いますか、本町内のどれくらいあるのか距離にして、ちょっとそこお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

現在の潮井崎工区までが完成しております、それ先線の距離を言うと2.5キロ、ここについてが一部、未整備区間という形で残っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その2.5キロについて今後の整備の予定というか、いわゆる予算の部分であるとか何とかは今どういうふうな現状になってるかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず国道の整備の事業化のお話をさせてもらおうと、潮井崎工区までが基本的に事業化で完了をしております。その先線については、まだ事業化となっております。県の整備としてはですね。その整備について、今後諫早市と一緒にあって、答弁でも申し上げましたとおり、一緒にあって事業化になるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

事業化にということは認可されていないと理解してよろしいんですかね、国道整備が。今の所までで止まって、それから先はまだ、国道と認可はなってますけども事業化にはなってないと。つまり予算も何も来ないという形で理解してよろしいんですか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

はい、今現在としては事業化なされてないということで、予算が明確についでる状態ではありません。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですか。ということは今後、さっき言いましたね。鹿島ぐらいまでだったかな、佐賀の2市5町ですかね、期成会はあるということなんですけども、あんまりそのこの期成会が力を出してないというか、運動が盛り上がってないというふうに理解をしなければならないのかなというふうに思います。諫早市の先の方はそれなりに国道というのがあると理解をしております。要は大村湾を取り囲むように、長与、諫早、この辺りを整備してしまえば、あとはそこそこいくんではないかなと個人的に理解しております。昨日も分部議員がこの地区のソフトの部分から良さを訴えておりました。私も後ろで聞いていて、なるほどなというふうに思いました。この道が完成すれば、町長もシーサイドストリートとよく言われますよね。1番良い部分ていうか、桜の咲く和三郎公園であるとか、堂崎の方に下りるとか、その先にはレストランみたいなのもございますしね。1番良い部分がもう少し整備に力を入れればもっと本町の魅力が発揮できるんじゃないかなあというふうに思います。私も昨日のシーサイドストリートの実施のことはよく認識しておりませんが、こんな大掛かりなことがあってたんだなというふうなことも昨日初めて知ることができました。それともう1つ、この道路を、私も長与の方で関わって、頑張って整備してくださいと言ってるんですけど、旧多良見佐瀬、あの辺の方々も整備をしてくださいと声を上げております。実際その地域の方々ともお会いをいたしました。幾度となくお会いする中で、本気度というか、かなりあったんですね。その中であるお話を聞きました。そこの佐瀬の辺りの人なんですけど、自分の父親が心臓麻痺になったと、救急車を呼んだと、そしたら諫早から来るのと、多分こっちの浜田出張所の方から来るのとあったんで、浜田の方から来たのかなと思うんですけど、一生懸命人口呼吸していたと、たまたま見ていたときだったんで。そういうときの時間の長さって長いですよ。まだ来んとか、まだ来んとかという思いで一生懸命人口呼吸をしていたと。いろんなその人の状況、症状とかあると思うので一概には言えないと思います。ただ、救急車が来たときにはもう息絶えていたという話を聞きました。そういう部分で多分いろんな狭隘な所が災いをしたのかなというふうに私は理解いたしました。命を守る道路ということで、是非長与の部分も早急に道路の完成を目指してアクションを起こしていただけないかなというふうに思います。町長もこの1番トップでございますので、よろしければこの件に関してどういうふうな思いなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今の207号線に対するどういったことがあったかというお話をお伺いいたしまして、そういったことがあったんだなというのを感じたわけでございますけれども、長与町もちょうど塩床から和三郎公園の間の170メートル、これが狭隘な所でこれが離合できないんですよ。ここはもう予算が取れました。来年はもう供用開始になります。あとは長与町の方は、堂崎までは結構離合できるんですよ。問題は佐瀬です。佐瀬側の方が今ひどいんですよ、まだ。予算が取れてるのは諫早から五十石、百石とあるんですよ、佐瀬地区に。そこまでは取れてるんです。ところが、そこから先の長与町との町境は取れてないんです。それで諫早の市長とも話をしまして、何とかしようという話になりまして、それで佐瀬地区の方は期成同盟できてるんで、あと長与側の方もそういった同盟ができないもんだらうかと。できたら住民の方々の盛り上がりでもう少しできないかなというふうなことは思っております。県の方もいろんな形で手助けをさせていただいておるんですけども、そういった意味で元々は県道だったのが今度は国道昇格ということで、特に県の方もいろんな形で注視をさせていただいてるという中で、とにかく五十石、百石から、もう少し長与側の方をまず先にしないと、とにかく離合できないし、あそこは産業道路でもありますし、そういった意味での観光道路以外にも、1番大きいのはやっぱり産業道路、それで佐瀬のミカンとか堂崎のミカン、運んでも離合できなかったらどうしようもないというなこともございますので、その辺りは私達も充分に考えておりますので、県の方とも十分相談しながらとにかく粘り強くやっていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今の町長の答弁で答えが全部出てしまいましたので、これ以上、お昼前ですし、お腹も減ったでしょうから、町長ありがとうございます。今の答弁、非常に力強いものを感じました。是非我々も全面的にできる限りの御支援をさせていただきたいというふうに思いますので、是非期成会、本町内に作っていただいて、早急な国道整備をやっていけたらなというふうに思っております。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で1時まで休憩いたします。

（休憩 11時25分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順8、浦川圭一議員の①各児童館の運営体制の強化について。②町職員の人事評価制度と男女共同参画計画との関連について。③定林橋に平行した人道橋の整備について。

ての質問を同時に許可いたします。

1 番浦川圭一議員。

○1 番（浦川圭一議員）

皆さんこんにちは。早速質問をさせていただきます。まず最初1点目でございます。各児童館の運営体制の強化について。本年4月より子育て支援センターの業務が各児童館に移されたことで、利用者の増加を予測しておりますが、その実態をお伺いします。また、児童館側の運営体制も利用者増に即した対応ができているのかお伺いいたします。

2点目、町職員の人事評価制度と男女共同参画計画との関連について。第3期特定事業主行動計画においては女性管理職登用率20%を見据えた人材育成を推進すると示されております。男女共同参画計画においても同様の趣旨の取組であると考えております。その実態をお伺いいたします。

3点目、定林橋に並行した人道橋の整備について。人道橋につきましては過去の一般質問において何度か整備を求める趣旨の質問がなされていると記憶をしておりますが、現状での取組に対する考えをお伺いいたします。以上よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、浦川議員の御質問にお答えいたします。1番目の児童館の運営体制の強化という御質問でございます。児童館における乳幼児の利用状況につきましては、5つの児童館の合計で29年度実績が3,995人、28年度は4,645人でございますので、対前年度比が86%でございます。30年度は保育所で実施をしておりました支援センター2か所が中止となったことから、児童館によっては利用者が大変増えている所がございます。30年度と29年度の上半期で比較しますと、高田児童館が96人から118人に微増でございます。1日平均0.6組。上長与児童館が968人から892人に減少をしております。1日平均4.7組。長与北児童館が219人から521人に増え、1日平均3.3組。長与南児童館が273人から446人に増え、1日平均2.6組。長与児童館に至りましては447人から1,443人に増えて、1日平均8.1組の利用となっているところでございます。次に児童館の運営体制でございますが、児童館全体を見ますと年々利用者数が減少傾向となっていたところでございます。そこで、児童館の役割の1つに子育て支援があり、従前より未就学児童も児童館の利用対象であったということ。そしてまた、車の無い方から支援センターが遠いとの声があったこと。また、子育て支援センターの実施要綱の中に児童館での実施が想定されておまして、補助金を活用することで町の財源確保にも繋がること。そういったことなどから、平日の小学生の来館が無い10時から14時までを子育て支援センターとして活用することとし、備品購入費とパート賃金を増額して対応させていただいたところでございます。さらに30年度につきましては増加が見込まれましたので、年度当初より状況に合わせ

ましてパートを増員して対応するよう配慮していたところでもございました。しかしながら、特に乳幼児の来館が急増した長与児童館におきましては、逆に小学生の利用が減少したため、館全体では29年度が8,326人、30年度が8,413人とわずか1%の伸びにとどまっております。5館全体でも3%の増でございました。数値的には来館者数は大きく伸びてはおりませんが、業務が多岐に渡り14時以降も乳幼児が来館するなど負担が大きくなっておりますので、十分な支援ができるよう今後も体制を整えてまいりたいと考えております。

次に2番目の、町職員の人事評価制度と男女共同参画計画との関連についてのお尋ねでございます。第3次男女共同参画計画及び特定事業主行動計画におきましては、女性職員の活躍推進に向けまして、各種の取組を行うことで人材育成を行い、登用を推進していくことを定めております。本年度は女性活躍の必要性を考え、リーダーの育成、リーダー意識を醸成することを目的とした2つの研修について受講を呼び掛けております。このほか男女どちらとも受講できる研修といたしまして、多数の自己啓発研修の機会を設けております。また人事異動等に関しましては、意向調査を実施し、希望する職種や充実した仕事などの経験を積み重ねることができるよう、可能な範囲での配慮を行っているところでございます。なお平成30年4月1日現在の女性管理職登用率は20.51%でございますが、引き続き女性職員が活躍する職場づくりに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

次に3番目の定林橋人道橋整備についての御質問でございます。議員御指摘のとおり定林橋につきましては、以前から歩行者の安全を図る上で歩道整備について検討を行ってまいりました。今現在は来年度着手へ向け、県への補助金要望を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。1点目の質問の趣旨でございますけれども、この児童館の運営体制と言いますか、ここについては以前から2人の厚生員がおられて運営してきたという中で、この方達は週6日勤務の週休1日ということで、閉館日の日曜日だけが休みという中で、以前から私は相当厳しい中で仕事をされてるなということだと思っただけですが、今回この子育て支援センターの事業を新たに強化をするということで、前にも増して忙しくなってるんじゃないかなという中で、そういう思いがあったもんですから敢えて質問をさせていただきました。そういう中で、この保育所で実施していた支援センターの2か所を中止したことによって、利用者については僅かに減少した所もあるんだけど、長与児童館でしたかね、大幅に増加した所もあるというふうなことで、ちょっと気になったんですが、まず児童館ごとに利用者数が、多分、今大きく差があると思うんですけども、こういった中で児童、利用者 に即した適切なこの受

け入れ側の運営の体制がなされているのかどうか、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町立で行っております、おひさまひろばの1日平均の利用者数というのが26組ぐらいあるんですけども、おひさまひろばが支援センターの職員が2人と臨時の職員が午前中3名、お昼から2名ということで、午前中は5名、午後から4名体制で対応をさせていただいております。26組に大体5名から4名というところで、今1番利用者の多くなっている長与児童館が1日当たりの平均利用組数が8.1組です。ですから26組で5名ないし4名で対応するということから考えますと、1日平均で8組の親子が利用することに対して2名プラス、平均で8組ということですので、日によっては10組を超える日もあればもっと少ないところもあるわけでございますので、曜日によってはパート職員、臨時の職員を入れて対応させていただいてるところで、人数的な割合で考えると、おひさまひろばと同じぐらいの職員体制ということで考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

状況に合わせてパートの方をお願いをして、増員して対応しているということでした。そのパートの雇い入れの仕方でございますが、どういうふうに、必要がある時に例えば何日と何日にお願ひしますとか、例えば何週目にお願ひしますとか、いろいろ雇い方あると思うんですが、どういった雇い方をされているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

支援センターでは外部講師の方をお招きして事業を行ったりですとか、小学生向けの工作教室の準備だったりとか、そういったほかのことを対応しないといけないときもございますので、あらかじめこの日は何があるということが分かっているときは、あらかじめパートの方にお願ひをしてきてもらっているような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

あらかじめ予定した事業等がある場合はそういうふうにして雇い入れをお願いをするということですが、児童幼児については決して予約制ではないと思いますので、どういふ方達が何人来るかというのは、なかなか予想もし辛いのかなというふうな感じでおりますけども、今回私もこの質問をするに当たって、どれぐらいの人員で対応するのが適切か、そういったところもよく分からない中で質問をさせていただいたんですけども、

そういうことでちょっと隣の時津町に行って時津町の運営の状況というのを聞かせていただいたんですが、時津町は支援センター1か所で児童館4か所で運営してるということで、5か所で運営をされてるわけですけども、ほぼほぼこの長与町と同じ程度の規模なのかなということで思っております。そういった中で時津町がどうなのかというのを聞いてきましたら、時津町も今年の4月から子育て支援センターの事業を強化したということで、ほぼ本町と同じような扱いになっとるんですが、時津町はもう以前からこの4人体制で、ここに勤めてる方達の処遇と言いますか、勤める体制が4人体制で週休2日で運営をされてるということで、今年4月に強化したことによって、敢えて人員は増やしてないということだったんです。だから以前から4人体制でやっておるといことで、だから週休2日なんで閉館日も長与町と同じ日曜日だけなんですけど、月曜日から土曜日までの間で各この4名の方が1日ずつ交代で休みを取られて、実質的には3人で運営する日が3日間あって4人で運営する日が2日間あるということで、時津町はそういう体制だったわけですね。だから今、本町の状況を聞きますと2人体制で、この厚生員2人に加えていろんな催しとか手が足りないという判断をしたときにはパートを雇い入れをして対応するというようなことだったんですが、敢えて比べてみますと、本町の対応についても恐らく財政に配慮して臨機応変によく頑張っておられるのかなというような感じがするんですが、これやっぱり時津町の4人体制というのが非常に安定した体制で運営をされているのかなというようなそういう感じがしております。そういった中で、今回申し上げたいのは、まずこの2人の厚生員の方達、週休2日程度の運営ができないかというのをまず今回質問をしたかったわけですね。そこはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私も時津町の方に人員体制のことにつきましてはお尋ねをしたところなんですけれども、本町の場合、児童厚生員2人の1週間の勤務時間というのが週36時間以内ということになっております。時津町の方お伺いしますと1人週29時間ということで、パートを週に18時間ということなんです。ですから開館時間の中で常に4人いるということではなくて、開館時間で勤務時間を割りますと、1日当たりの体制というのが2.6人という形になってまいります。児童厚生員が2人とパートの方が0.6ぐらい入っていらっしゃるのかなと。本町の場合は2人体制、あとパートにつきましては館ごとに何名ということではなくて5館一緒に登録をさせていただいておりまして、12名の方で今御協力をいただいているというふうなところでございます。ですから1館当たり2人よりもちょっと多いような状況をお願いをしているようなところでございます。それから今、週休2日という御提案をいただいたんですけれども、実際私も厚生員10名いらっしゃいますけれども、1人1人とお話をする時間を設けて話を聞くことがございます。もちろん募集要項で今年の4月にも新しく2人入っていただいたんですけども、当初か

ら週36時間の勤務ということで募集をかけて、今回2人の募集に対して9名の方が応募されて、非常に今、専門職の方が不足する中で、児童館の厚生員は人気があるんだなというふうに感じたんですけれども、週休2日にして欲しい、若手の子育て世代の方は週休2日にしていただけると非常にありがたいというお声をいただいたことがあります、例えば週36時間以内なので1日の勤務時間を7時間にして週5日で $7 \times 5 = 35$ 時間でどうかという提案を実はさせていただいたことがあるんですけども、なかなか10人の厚生員の皆さんの意見がまとまらないと言いますか、こちらから強制的にこうしますということではなくて、今実際にそこで勤務をされてる方の御意見をやはり聞くのが1番だということでお伺いはしてるんですけども、まだ10人の総意に至っていないというところで、その導入が今できていないという状況になっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

1日の勤務時間を長くして週5日でやれないかというような提案を厚生員達にしてみたということなんです、実質36時間の勤務というのが本町の例えば館の館長と比較をしましても、館の館長達が週に31時間の勤務なんですね。これ間違とったらあとで指摘をしていただいて結構だと、私が計算する限りでは週の31時間の勤務かなということで理解をしておるんですが、そういった中で現行の1日6時間の勤務のものを1日そのまま減らしたとした場合に週30時間の勤務になって、先程言われました時津町の29時間よりも1時間、若干違うんですが実際31時間勤務の本町の例えば出先の館の館長達と比べても、ほぼほぼ同じぐらいの程度になるということで、そんなにこの待遇が格段に良くなるという話でもないわけで、併せて、こういった場合に報酬とか給料とかでも含めて総合的に判断をしても、実際この厚生員達がどうなのかということを見ますと、現状が長崎県の県民の平均年収というのが400万ということで示されておりますが、この厚生員達はその半分にも満たないぐらいのところ週36時間で勤務をされておるわけですね。そういう意味でもやっぱり処遇改善というのを、これを5日勤務の30時間にしたところで、この方達の処遇は格段に良くなるという話でもなくて、今現状の各出先の館長とか体育館とか、そういう方達に少し近づくぐらいの感覚で私も申し上げてるわけですので、是非そこは実現をしていただきたいなと思うんですが改めていかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

報酬の金額につきましては、専門職の特性だったりですとか、そういったところで時間単価が決まって、そこから月額報酬というのが計算をされていくような形になっております。時津町の29時間と勤務時間は長与町の方が長いんですけども、もちろん報酬

単価も時間単価に合わせて金額も月額報酬は高くなっております。今、議員言われた長与町内のほかの方と比べてどうなのかというところなんですけども、一定保育士の資格であったりとか、1階の専門職と言われる方達の時間単価については平等にと言いますか、同じ時間単価で大体設定をされておまして、勤務時間の長さ短さに関しましては、なかなかここだけ変えるとほかの所にも影響してまいりますので、全庁的に考えないといけないのかなというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ほかにも週休1日の36時間勤務という所はあるんですかね、ほかにも。あれば教えていただきたい。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育専門員は1日が7.75ですので、36時間よりももうちょっと1週間の勤務が長いような状況にはなっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その方たちは週に何日働かれるんですか。6日ということはないんですかね。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

週5日勤務で1日の労働時間が長いということでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私も今どき、今どきと言えば失礼なんですけど、なかなか週1日の休みの職種というのはなかなか最近無いのかなというような感じがしまして、それで、その中で6日働いて36時間と。役場の職員達が38時間45分ですか、確か週に。多分ほぼほぼ変わらないぐらい働いて、先程言いましたように収入はもう県民所得の半分に満たないぐらいの額なんですよ。もうちょっと処遇を改善していただけないかなというところで。現にこの隣の時津町でもそういう対応をしとるわけですから、今、この募集をされてなった方達はもう分かってされたんで、それはもう納得づくということと言われるのかもしれないけども、今後やっぱり、どうですかね、募集を掛けたりした場合に、週に1日しか休めないというのは相当の障害になるんじゃないかなというふうな気もしてるんですけど、

これちょっと町長どうですかね、この町の状況というのは。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

パートの賃金については、いろんなパートございます。ほかの関連する職種の方等もいらっしゃいますけども、大体1つのところをいじると全て波及してくるというところがあるんです。だから、それでも上げていってるんです。上げていってる状況でございます。だからその状況を見て、やはりいろんな形で不備があるということがあれば、またそれは全庁的な形の見直しとなってくるだろうと思います。それは過去にも何度か値上げをしたこともございますし、その辺りはもうちょっと実態を私の方も見ながら決定していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今申し上げてるのが、児童館に勤めるパートの話ではなくて、そこに勤めておられる厚生員ということで、その方達の話をしていただいておりますが、私、実際今日は時津町に聞きに行って非常に良い対応をされてるなということで、同じような対応ができないのかというような質問をするつもりだったんですが、先程の町長の答弁を聞いておりますと、児童館ごとにかなり利用者の数が違うということで、それなりにそこに即した対応をするべきなのかなと思いましたが、ここはもう敢えて適切な人員配置をしていただきたいということをお願いをして、この件についてはこれで終わりますけども、あと関連してですが、先程乳幼児の利用が急増したことで小学生の利用が減少をしたと。こういうことを答弁で言われておりましたけども、これは私も利用をされておられる方の保護者の方からちょっと話を聞いておるんですが、1つの建物の中でやっぱり乳幼児の方達が親子連れで増えてきますと限られたスペースの中での対応になると思いますので、当然、今まで小学生がどんどん走り回って使っておったようなスペースが狭められるとか、いろんな事情があるんでしょうけども小学生の利用がし辛くなっているというようなことを聞いてるんですが、その認識はどういうふうに考えておられるのか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

乳幼児が増えたので小学生が減ったという認識はございませんで、小学生の利用が年々減ってきていた、かつ午前中は当然小学生は児童館の利用がございませんので、そこに空き時間がございます。そこで10時から2時までは子育て支援センターということで、新しくこちらの方で乳幼児の対策をさせていただきました。確かに2時までと時間は設定させていただいているんですけれども、元々児童館が18歳未満のお子様は

利用が可能というところでお母様方がまだそこで一定過ごしたいという方も、中にはたくさんいらっしゃるということで、2時以降は利用できないよということではなくて御自由にお過ごしくださいということで御案内はさせていただいております。一旦10時から2時まで乳幼児用のおもちゃを出したりですか、乳幼児用の仕様をしまして、大体3時過ぎに子ども達が下校してまいりますので、2時から3時の間に切り替えと言いますか、小学生向けにちょっとおもちゃ等も精査をさせていただいて、3時以降は小学生が自由に遊べるような形でさせてはいただいているんですけども、中には乳幼児を持たれる保護者の方が残られて、確かに混在する時間というのも多数ございます。でも混在することで逆に幼稚園と小学生の子どもを持つお母様方からは、逆に一緒に家族みんなまで利用することができて良くなったとか、小学生の子どもが乳幼児と接する機会ができて良かったとか、そういった声も一定聞いて、混在して危ないという心配もたくさんありはしたんですけども、逆に乳幼児との触れ合いの時間というのが持つことができ、そこは一定良かったのではないかなというふうに捉えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

事情を聞きますと、乳幼児が増えたことで小学生が減っているわけじゃないんだということで、その事情は分かりました。分かりましたけども、実際この事務事業評価の中で児童館運営事業ですかね、の中で今後の事業のあり方として子どもの遊び場、居場所づくりとして児童の健全育成を図るため、内容を充実させ、さらなる来館者の増加を図る。これは恐らく小学生そこら辺の目指すところを書かれてるんだと思うんですが、それと併せて子育て支援センターとしての機能を持たせ、施設内容や行事の充実を図るということで、今年事務事業評価にこういうことを書かれておるわけですよ。そして、今日の答弁の中で実際小学生が減ってるんだというような答弁があったんですが、実際この小学生が減っていることに係る改善策か何かというのは何か対応されてるのか、あれば答弁願います。

○議長（内村博法議員）

村田子ども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童館が建設をされた経緯と言いますのが、昭和50年代ぐらいからかぎっ子の子どもが増えて、放課後の子どもの健全育成を担うというところで児童厚生施設としてこの児童館というものの普及が始まってまいりました。放課後児童クラブという小学生を対象としたものが国でも認められ補助金ももらえるようになって、一定放課後児童クラブがきちんと整備をされたことによって、元々そういった機能をもった児童館の子ども達が今減ってるというような状況です。一時期は児童館の中をどちらかと言うと学童の子ども達が占めているような状況ではあったんですけども、そうではなくて本当に放

課後支援が必要な子ども達は放課後児童クラブへ、そして学童に登録をしてない子ども達も8割近くいらっしゃると思いますので、その子ども達をもっと児童館を自由に使えるように地域の拠点として、そこが子どもの居場所となれば良いなということでPR等に努めているというところです。お母様方も今々よく児童館を利用されるようになって、こんな良い所があったんですねという、児童館ってこんな子ども達の相手をしてくれる、子ども達向けの遊び場であるという認識があんまりなかったという声もいただいたので、今後は児童館がこんな良い所なんだよというところでPRをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。私も議員になりまして初めて福祉部門への質問をさせていただきました、今日は初めてだったものですから、ありがとうございます。

それでは2番目の質問に移らせていただきますが、これは特段どうしてですか、こうしてくださいじゃないんですが、特定事業主行動計画ですかね。この中で本町のこの役場の女性管理職の登用率を20%とされておりますよね、20%を目標に。そういった中でこの職員の男女の構成比と言いますか、男性何人、女性何人、この構成比が現状今年の4月1日現在で38.3%あるわけですよ。そして将来的には50%を目指すようなことも書かれてあるんですが、そういった中で管理職の登用率は20%を目指すんだというのが、私はこれが全然理解できんでおるんですが、この20%の根拠なり、示された20%に設定したものがありませんでしたら、ちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

本町の特定事業主行動計画におきまして20%という目標ですね。この根拠といたしましては、国の定めました第4次男女共同参画計画、この中で地方公共団体の職員、女性職員の中の指導的地位にある者、いわゆる管理職員20%を達成するというような目標がございます。それを受けまして本町の男女共同参画並びに特定事業主行動計画、この中で20%を規定したものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

昨日の同僚議員の質問の中でも若干同じような部分がありまして、301人以上の事業所については指導的地位にある女性の割合を2020年度までに30%にするというようなことが言われておったんですが、どうもこれは国が言ってるからそうなんだと言われればそうなんですけど、恐らく職場の男女の構成比とかというものを全然考慮して

ないのかなというふうな気がしてるんですね。だから今のこの本庁の例で言いますと、女性が約4割近くおるわけですよ。でも管理職が2割を目指しますと言うことは、2割まで女性の登用は抑えましょうという話ですよ。逆に6割しかおらん男性を8割にしますよというような、そういう目標なんです、これは。それが妥当なのかなということちょっと感じてるんですよ。決して女性をどんどん上げてくださとか、男性を抑えてくださということ言うつもりはないんですよ。こういう男女比の構成比率の中で、敢えてこの20%という目標を掲げる必要があるのかというのを聞きたいんですよ。そこをちょっと答えていただけますか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

当然管理職への登用ということになれば、当然その経験なり職責、あと人事評価等々踏まえまして登用することになるというのはもう当然でございます。ただ、この目標値20%ということでございますけども、この数値に関しましては、決して達成ありきの目標数値ということではございませんで、言うなればこの目標値は、この長与町において女性職員の活躍推進に向けた長与町の前向きな取組の姿勢であったり、こういう女性活躍推進に取り組んでますよという姿勢の表示ということでの数値でございます、そこに大きな意味を持たせたということでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

前向きな取組なんだということなんですけども、決して私は前向きな取組じゃないと思うんですよ、この状況を見れば。女性活躍推進法の実施状況というのが今ホームページの中で公表されてるんですが、ここを見ますと、管理職の登用については目標の20%を見据えつつ性別に捉われることなく、本人の能力に基づき公平に登用することとしますということ。これ目標として、これ町が書いとるわけですね。だから後段の性別に捉われることなく本人の能力に基づき公平に登用する、これだけでいいんじゃないかなと思うんですよ。だから敢えて20%書く必要があるんですかというのをもう1回答弁願えますか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

この20%を掲げるということについては、私どももかなり検討をしてみました。ただ男女共同参画の計画を作る場合に、計画としてはやはり目標値を上げた方がいいだろうという意見もございまして、そこを踏まえまして国が定めておりますこの20%という数値を入れさせていただいております。ただ先程も言いましたとおり目標値にこだ

わるということではなくて、やはりうちの人事管理といたしましても当然その能力等を考えながら男女区別なく登用していくという姿勢は変わっておりませんので、その辺も検討した結果ということでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

あんまり長くは言いたくないんですが、冒頭申し上げましたように既に男女の職員の構成が女性が38%あるわけですよ。だからもう1回ちょっと最後に聞きますけども、例えば38%の前後、例えば35%を目指すとか40%を目指すとか、そこら辺の数値設定ができないのかどうかですね。この20%という目標があるばっかりに女性の登用の足かせになってるんじゃないかなと。現実そんなに増えてない。こちらから見させていただいて、そんなに増えてないですよ、女性の方というのは。今年の3月に参事職3人女性の方なられて、どうにか20%超えるぐらいの数字的にはなったということはお聞きをしておるんですけども、その20%じゃなくて職員の構成比に近い35とか40とか、そこら辺の設定というのはできないんですか。できなければもう国が定めた20にしかできませんよということであれば、そういうふうに答えていただいて結構ですが。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

この20%の設定値でございますけども、うちが掲げる目標値でございますので、その辺は柔軟に対応できるかと思っておりますけども、今の段階では参考としてその国の基準を目標値をここに表示をさせていただいてるということでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは3番目の定林橋の人道橋について質問をさせていただきます。先程前向きな答弁をいただいたんですが、実は以前よりこの橋については実施をするというような方向、そういう趣旨で何回か答弁をされてるんですね。ただ、なかなか実施に移ってこなかったというのが現状としてあるわけでございますが、今回は補助金の要望をすると、県の方に。少しこの要望について詳しく聞かさせていただきますけども、この要望の内容が例えば事業を見てくださいというような事業認可的な要望なのか、それとも認められた事業について来年これだけの事業をやりたいのでこれだけの補助金を手当てしてくださいよというような、ある程度やれることが決まった上での翌年度の国費の手当てとか、そういったものに係る要望なのか、そこら辺をちょっと答弁願います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

定林橋の人道橋についての話になりますが、議員がおっしゃった分では後者の方で、基本的にはメニューとして存在するものに対して乗っていく形の交付金のメニューになります。その分について今現在、長与町として手を挙げさせていただいて、県と話を詰めている状況になります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。それではもう大変期待をさせていただきたいと思います。そういう中で来年度の当初予算ですけども、予定とすればそこに組み込んでいくというような考えを持たれておるのかどうか。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

課としての要望としては来年度予算で設計を組みたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。もう1点最後にですが、まずこの事業、掛かったとして何年ぐらいで竣工を目指しておるのか、そこをお聞かせ願います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今現在の計画としては来年度に設計、再来年度に工事を計画しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

2か年度で完成させるということで理解をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時まで休憩いたします。

（休憩 13時44分～14時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、金子恵議員の①長与町が進める協働のあり方について。②土地所有者不明問題についての質問を同時に許可します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

では、早速質問をさせていただきます。①長与町が進める協働の在り方について。1月1月は自治会加入促進の月間でしたが、実際、加入を勧めても何の得があるのか、自治会費を払って何に使っているのか、班長をしたくないから脱会したいなど、自動的に入ることが当然だった時代とは違い、そういうことが通用しないような関係になってしまっています。要するに社会関係、人間関係が希薄になっているがため、丁寧に説明していくことが重要になっているのではないかと感じています。自治会は、新旧住民の交流や親睦を図る。そして、回覧版を回しながら顔の見える関係を保ちつつ、いざというときに助け合える住民同士の絆を育むなど、地域コミュニティを醸成する役割を果たしていると思っています。また、行事を通して、それらへの参加協力は住民の連帯感を育むと共に、ふるさと意識、地域への帰属意識を高めてきました。そのような中で、自治会は住民にとって地域生活に参加するための最も身近な場であり、行政の公共的なサービスを補完、代行、様々なテーマ型組織、これは目的別組織でもありますが、自主防災組織、地域公民館連絡協議会、老連など、これらを通しての協働など重要な役割を担っていますが、町が自治会との協働をどのように考えているのか質問いたします。1、自治会加入率の推移はどうなっているのか。2、協働の担い手不足、育成に対する協力体制をどう推進するのか。3、自治会が担う役割には様々なものがあるが、それに対する補助金を出すことで継続した活動を行ってもらっている。それは成果があるのか。4、自分のまちは自分たちで守っていくというのが本分である。その中で、避難行動支援制度の個別支援計画なども自治会に依頼することで進めている。しかし、地域防災力に期待しながらも町としての取組、また役割分担があるのではないかと感じるがどのような方向に進めていくのか。以上4点をお尋ねいたします。

②土地所有者不明問題について。この問題は新聞等によりたびたび報道されています。この報道では、民間有識者で作る研究会の推計で、死者数が増えるに伴い相続登記がされず実際の所有者が不明な土地は全国の土地の約20.3%もあり、面積では約410万ヘクタールにも及び九州全体の面積を上回る規模に達しているともされ、もし、このままこの状態が続けば独自試算として2040年には全国で約720万ヘクタール、北海道分の面積に達するとされています。土地所有者不明問題は、現在の土地の所有者の所在が行政台帳を見ても分からない状態を示すとされていますが、本町においても近い将来を見据えたとき、相続された不動産がそのまま放置され、それらが町内に点在するようなことは、町の景観上そして防犯上、公共事業の実施上、さらに周辺住民の迷惑を考えると町や町民にとって大変憂慮すべきことであると認識をしています。また、課税の面からも重要な課題として捉えるべきではないかという観点から以下の質問をします。1、本町における現状をどのように認識しているのか。2、資産としての価値がある土地を相続した場合を除き、利用価値がない土地をもらっても維持管理、固定資産税納入

などの負担から相続登記をしていない人が増えているという報道もあります。これにより課税上の問題があるのではないかと考えるが見解を伺う。3、この問題を放置することは、将来のまちづくりや災害対策においても支障をきたすのではないかと危惧する。今後どのように取り組んでいくのか伺う。以上3点、テーマ2つを本日は質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目の自治会加入率の推移はどうなっているのかという御質問でございます。自治会加入率は、平成28年4月が71.5%、平成29年4月が69.9%、平成30年4月が69.2%で年々減少傾向にあります。なお、近年は両親や子ども夫婦と同居している場合に、同一世帯から世帯を分離する場合が増加をしております。そこで住民基本台帳で同じ住所に複数の世帯主が存在する場合のいわゆる重複する世帯主を除いた件数を参考値として算出した場合の加入率は、平成29年4月で79.6%となっております。

次に2点目の協働の担い手不足、育成に対する協力体制をどう推進するかという御質問でございます。少子高齢化、人口減少社会を迎えるに当たりまして、行政サービスの質の変化が今後予想されるわけでございます。このことから協働のまちづくりとして、力強い地域力を結集し自然環境と都市機能が調和した町、また人に優しい成熟した町を作っていくためには、自治会と行政はおのこの対等の立場のパートナーとして補完しながら、役割分担により地域づくりを進めていくことが長与町協働のまちづくり基本方針として重要であると考えております。そのことは地域でできることは地域で、地域だけではできないことは地域と行政の協働で、地域でできないことは行政でといった補完性の原理に基づいた地域づくりを進めていく必要があると思っております。今後も各種行事や研修会などを通して、年代や性別、活動が異なる様々な組織や団体が地縁で繋がり、連携を深めながらお互いに補完し合う組織づくりの支援を推進してまいります。

3点目の自治会が担う役割には様々なものがあるが、それに対する補助金を出すことで継続した活動を行ってもらっているが、成果は上がっているのかという御質問でございます。近年の社会、経済の変化で地域の多様な担い手としての協働を通じまして、その英知を結集した主体的で個性的なまちづくりが求められていると私は考えております。自治会への補助金といたしましては、加入世帯数に応じた世帯割と均等割を合計した金額を年2回、これは6月末と11月末でございますけれども、分けて交付をさせていただいているところでございます。補助金には毎年交付実績を報告していただいておりますが、各自治会の主な収入割合といたしましては、ほかに会費ということがあります。自治会では公民館の使用料を徴収するなど諸収入を計上している所もでございますけれ

ども、町補助金につきましても、自治会の運営におきましては大事な財源であると考えております。補助金は自治会の振興と円滑な運営を行うための目的としておりますので、実績を鑑みますと各自治会におきまして、自治会内の様々な活動に活用されておりました、地域の活性化や地域問題の解決などでも有効活用されているものと考えております。

次に4点目でございます。避難行動支援制度の個別支援計画等も自治会に依頼することで進めているが、町としての取組、また役割分担をどのような方向で進めていくのかという御質問でございます。災害対策基本法というのが改正されました。災害時に自力避難が困難な方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が各自治体に義務づけられまして、本町も長与町避難行動要支援者避難支援計画を策定いたしましたところでございます。なお、名簿掲載対象者の抽出を行い本人の意思確認を図った上で名簿の作成及び避難行動要支援者の個別計画を進めておるところでございます。近年の災害を振り返り、災害発生時からの3日間は、行政の支援が十分に行き届かない状況となることが広く知られております。このことから災害時には、自助、共助で何とか3日間は乗り切らなければならない状況となることが考えられます。この取組でお互い支え合うことになる住民の皆様方に協力していただき、地域性を考慮した助け合いの体制づくりを構築することが、すなわち地域防災力の強化に繋がるものと考えております。なお、消防、警察、町が連携して防災への対応を行うことは、今後も公助としての役割を認識し進めてまいりたいと考えております。

続きまして大きな2点目でございます。本町における土地所有者不明問題について、どのように認識をしているのかという御質問でございます。現状につきましては、固定資産税、都市計画税におきまして、所有者に納税通知書を送付いたしておりますが、未到達のものは無いというのが現状でございます。課税上、土地所有者不明の問題はしたがって無いものと認識しております。

次に2点目の相続未登記による課税上の問題ということの質問でございますけれども、現在も町内に相続未登記の土地はございます。手続上、相続登記が未了の土地につきましては、相続人の中から代表者を指定していただいております。なお、指定の働きかけを行っても指定いただけない方につきましては、最終的には地方税法に基づきまして、職権による代表者の指定を行っておりますので、相続未登記による課税上の問題はあつてはいないところでございます。

最後の3点目の問題への今後の取組という御質問でございます。御指摘のとおり、まちづくりや災害対策におきましては、所有者が不明である土地が事業の支障となる場合があるものと認識しております。現在、町におきまして事業施工上の土地が所有者不明となっている事例はございませんが、こうした問題に関連し、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が本年11月15日より施行をされております。この法律は、これまで事務的な負担が大きかった所有者調査作業の合理化や所有者不明土地の適正管理に必要な措置を講ずるための制度の創設などを行うものとなっております。

す。施行されて間もない法律でございます。この法律に則った具体的な取組はこれからでございますけれども、当面の取組といたしましては、制度に関する地方自治体向けの説明会へ参加し、法律の具体的な運用などについて理解を深めるとともに、国による地方公共団体への支援策として所有者不明土地に関する協議会の設置が予定されておりますので、こうした機会を有効に活用いたしまして所有者不明土地に関する問題や解決策につきまして、他自治体との情報共有等も合わせて図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは1番から再質問をさせていただきます。質問する前に、私再質問を作るとき自分の考えるテーマに沿って皆さんからいろんなお話とか意見を聞くようにして、それで再質問を組み立てていきますので、ちょっとオブラートに包めず直接的な住民の声をそのまま伝えるような面もあろうかと思えますけれども、そのところは御容赦願いたいと思います。では、まず加入促進の部分でちょっとお聞きしますが、加入率の方が28年度から30年度、わずかばかりではありますが減少しているということで、ただここに同居ということを加味した場合79.6%、約80%近くの加入率が保たれているということなんです、11月加入促進ということで、様々な対策というのを自治会関係の人たちと行政側で話し合いをされているようですけれども、この加入促進のキープポイント、これはどういうふうを考えておられますか。なかなか加入率が上がらないところもありますけれども、行政としてどういう考えなのかお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず加入促進の立場につきましては、先程議員の話がありましたように加入促進調査研究会というのを毎年開いております、どういうふうにしたらその自治会の加入率を上げることができるかということで、種々検討をしているところでございます。もちろんいろんなやり方等についての御意見をいただいておりますし、今までやってきた流れもありますので、一概にはどうこうってというのはなかなか難しいところでございますけれども、ただ、昨年と言いますか、今は住民課の方に転入手続をされる際に、要するに自治会長の方に同意を得た方を御紹介するという形で、転入した方の自治会加入促進にお願いしてございます。平成30年12月6日現在でございますけれども、同意をするという方が73名いらっしゃいまして、その方々の情報につきましては自治会長の方に御連絡をして、その後自治会加入については、自治会の方から入っていただいているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

73人の方から同意を得て、そちらの方を自治会長の方へ連絡をしているということで、この同意をされた方というのは、もうほぼ100%入っていただけておりますので、これもある意味効果があるのではないかなというふうに思います。ただ、この自治会加入の研究会に毎年参加される方からの御意見としては、毎年話す内容というのが同じでやっぱり進展しない。加入率を上げるための方策というのがなかなか良い方策というのが無いというのが現実なのかなというふうに思っております。自治会加入をされない方というのは、自治会加入をして余りメリットを感じておられない方が大半なのかなというふうに思うんですけれども、やらされ感と言うんですかね、それとか負担感、例えば本町で言いますと月1の資源化物の回収に出席をしてもらう。これうちの自治会でいうと1年のうちに1回なんです。365日分の1日なのでそう難しく考えなくても、その1日も1時間ちょっとというふうに時間短縮したりとかして、そちら負担を掛けないようにしてるんですが、なかなか加入率も私がいる自治会でも上がっていかないと。協働というその名の下、自治会加入者、住民の方ばかりではなく役員等の人数も少なくなっているんですけれども、自治会の事業についてちょっとお聞きしますけれども、行政から自治会に依頼している事業というのが様々あるかと思います。中には回覧ですとか、そういうものも含めどういふものがあるのか改めてお聞きしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

御質問にお答えしたいと思います。まず、自治会長会というのがございまして、年に2回行われますけれども、4月の段階で自治会長におかれましては委嘱状というのをお願いしております。委嘱という形ですね。その中に掲げる事務としましては、広報文書の配布に関する事。それから各種調査及び収集に関する事。それから各種行事などへの協力等に関する事。住民に対する周知事項の伝達に関する事。これは委嘱という形をお願いをしてるところでございます。なお、先程のお話の中にありましたけれども、自治会は地域の総意に基づいた任意の団体でございますので、各自治会におかれましては、いろんな活動であったり、事業だったりとすることもなされてるかなと思います。そういうことに対する支援というのも一応長与町としても今後も進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

確かに自治会というのは任意の団体ですので、行政から云々ということで動くような団体ではございませんので質問としてもどうかと思うんですけれども、自治会の事業は

スムーズに運営されるということが住んでる私たち住民としては1番大事なことなんですけれども、その中で負担が大きいという声は実際には本当はないのか、その点はいかがでしょうか。アンケートも取られたんじゃないかと思うんですよね。そちらでのアンケートの結果の集約っていうのが、もし出ていたら教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいま話をいただきました自治会へのアンケートでございますけども、今年の9月に各自治会長宛てにアンケートという形で実施をさせていただきました。11月19日付けで調査をまとめまして、その後、自治会加入調査研究会の方には、これをお示しをさせていただいておりますけども、その自治会未加入になった理由ということで幾つか上げられておりますけども、1番目には41の回答がありましたけども、自治会に入らなくても特に困らない。自治会へのメリットを感じないというのが上がりました。次に多かったのが自治会活動に関心が無い。あと3つ目には役員になりたくない、今言われたことがアンケートの結果から出ております。ただ、これにつきましては逆に自治会に入って良かった。そして、仲間が増えたとか、知り合いが増えたとか、そういうふうなメリットもたくさんいただいております。これにつきましては、自治会加入促進調査研究会の方で報告をさせていただいておりますということで、説明を終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

悪い回答ばかりではなくて、そういう前向きな回答というのも出ているのであれば、ホームページなり、広報なりでその結果というのは公表はされるんでしょうけれども、メリットの部分の前面に出して大きく公表していただければ、未加入者の方も読んで、負担感が少しは和らぐのかなというふうに思います。毎年この11月の月間に行政からの支援ということで、例えばファイルがあったりとか、横断幕だとか、そういうものを毎年更新されたりとかしてされていますけれども、ある自治会長からの御意見で、そういうものは要らないから自治会加入に職員の方が一緒について来て丁寧な説明じゃないけど、一緒にメリットというものをどこかで話すような機会を作ってもらったらいんじゃないかという御意見もあったんですけれども、そういうふうなソフト面的な支援っていうのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

まず自治会加入に関しては、先程ちょっと転入のときの話をしましたけど、住民環境課の窓口におきまして、自治会加入についてのいろんな説明と言いますか、そういうパ

ンフレットをお配りさせていただいております。また、そこには住民票を移されている地域の会長の御連絡先とか、そういうふうな内容、先程ちょっと話はありましたけど、メリット性もみたところの御案内をさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ちょっと私の質問が足りなかったようで、そういうお答えをいただきたいなというふうには思っただけで、すみません。では、補助金のことをちょうど細目を振って質問させていただいておりますので、そちらの方の質問をしたいと思います。自治会に対するその補助金、先程答弁の中で説明をいただきました。この各自治会に対する補助金以外にも目的別の組織、テーマ型の組織、そういうものがあるかと思えます。先程ちょっと言いました地公連とか自主防とか老連とか、様々な自治会に関する組織というのがありますけれども、その組織にそれぞれ補助金を出されておられます。この点、まずこの組織が大体幾つぐらいあって、それぞれの補助金が幾らぐらい出されているのか。主な分でよろしいんですので、お答えいただけたらというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

補助金につきましては各種いろんな補助金がございます、私が所管しているところで申し上げますと、自治会長会と言うのがございまして、この自治会長会には93万、それから各自治会に自治会振興補助金としまして2,024万5,000円、それから自治会長報償費としまして1,318万9,500円、これは全て29年度実績でございます。あと各種団体ということで、自主防災組織連絡協議会というのがございますけども、そこにつきましては20万の補助金をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

教育委員会では地域公民館連絡協議会に44万1,000円の補助をしております。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

老人クラブにつきましては福祉課所管でございますので、私の方からお答えさせていただきますが、長与町老人クラブ連合会に対しまして、29年度の実績で402万7,072円補助をいたしております。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

それでは、住民環境課の方からも御説明させていただきます。売払金の自治会に対する助成金でございますが29年度が530万7,000円となっております。このほかに先程から出ております自治会長会とは違いますけども、保健環境連絡協議会の方に50万円の補助をさせていただいてるのがございます。あとまた単体的にそれぞれの子供会であったり自治会的なごみの回収につきましては別途のそれぞれの補助がありますが、それについては省略させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

老連とかは加入数って計算があるんですよね。それで毎年この金額というのは変わっていくのかなというふうに記憶をしております。自分が関わったところで言いますと、地公連に44万1,000円、自主防に20万ということで、こちらの方、年間の会議というのは多分2、3回かと思うんですね。この会議で補助金を全て賄うとは考えにくいのですけれども、大体分かっておりますけれども、ほかにどのようなことに支出しているのか確認はされておりますでしょうか。団体に対する補助金というのは、補助金を出してその中で運用はしていくということで、そういうことは理解した上で質問をさせていただきたいと思いますが、お答えください。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいま御質問の自主防災組織でございますけども、年間の決算額が歳入で110万5,646円、歳出の方が今年度は29万2,316円でございます。これにつきましては先程御質問がありましたように研修会等を開催し、消耗品等を出しております。まだ会議と研修会等そういうのを行いながら、また、この連絡協議会の主な目的としましては、要するに各自主防災組織へのいろんな研修とか、そういうものに対するいろんなお互いの情報交換であったりとか、研修したあとのそういう内容についての検討などをさせていただいているのが主な活動ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

地域公民館連絡協議会では、29年度の決算になるんですけども、会費で20万円、補助金が44万1,000円、あと繰越金26万円が歳入となっております。支出の部でございますと会議費が6万1,623円、研修費が40万4,472円、旅費が1万6,000円、活動振興費ということでこちら地公連の方でモデル事業、一館一事業っていうのがあるんですけども、申請された公民館に対して30万円の補助をしております。

あと事務費として594円で、決算額が78万2,689円となっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、補助金に関して詳しいところをお聞きしたんですけれども、全体的な研修、そして別に役員とか理事の研修があると思うんですけれども、全体的な研修というのは自治会のほとんどの方に参加をしてもらいますから、その効果というのは各自治会に戻って、こういうことでこの会議の中でこういう話があった。こういうふうに進めていきましようという話もできようかと思います。では、この役員、理事の研修、私も2回ほど参加をいたしましたので実感したんですけれども、ちょっと話はずれますが、先日無形文化財で佐賀県のカセドリという昔からの無形文化財というので登録をされました。そちらの方に3年ほど前、研修に行かせていただいたんですね。もちろんA4の紙にそのときの感想だったりとか効果、長与町においてどういうふうにとか、なんか多分書いたんですよ。書きました。書いて提出をしましたその場で。けれども、実際帰って来てみるとその役員研修で出したそういうふうな報告書っていうのが、どこで成果が出てるのかというのが全然見えないんですね。っていうことは、この役員研修の2つに限らずとも、他の自治会関係の団体においても、そのようなあんまり効果とか、報告の有無とか、そういうのがはっきりしないものというのは、もう実際ははっきり言わせていただくとやめてもいいのかなと。そんな効果が無い部分にお金を、税金を使うぐらいだったらほかに使い道があるんじゃないかなというふうに、私は私個人としては考えたんですけれども、その部分の考え方は役場の方の行政の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

その研修会等の報告ということでございますけども、私たちがいろんな研修会に行くときもやっぱり現地に行って、いろんな実際の話とか実体験とか、例を挙げますと自治会長研修会で熊本の地震の所の西原村というところに研修に行かせていただきました。そこではやはりそこでの実際のいろいろ被災の状況とか、それに伴う避難所での生活の仕方とか、いろんなことを具体的に説明を聞くことができました。これはやっぱり現地でないとなんともわからないという体感と言いますか、そういうのもかなり自治会長の方にも感じ取っていただいたんじゃないかなと考えております。今後もそういう意味、意味と言う表現がちょっと申し訳ございませんけど、やっぱり現地でないといけないような研修も今後また研究しながら進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私、全体で行く場合は、それぞれが自治会に持ち帰るからそれはそれなりの効果が出るのではないかというふうに前もって言ったと思うんですよね。今言っているのは個別の、中の役員だけで行く研修が実際に効果が無いのであれば、例えば地公連だったら地公連に関する全体の研修だったり、自主防だったら自主防に関する全体の研修だったり、そっちの方にお金というのは使った方が良くないかなというふうな意味で捉えて欲しかったんですよ。そこは今、お答えしていただいた分でよしとしても、次に自治会に来る補助金というのは、いろんな計算方法で小さい自治会はやっぱりそれなりに補助金が少なく、その中で一生懸命運営をしていくっていう自治会もあります。この補助金頼みの小さな自治会というのは、地域の活動のためになかなか費用などが捻出できず、出すお金がなかなか作れなくて、事業の規模も縮小せざるを得ないという場合があるというふうに聞きます。そして、公民館の改築とか新築ですね。今、公共施設の管理計画がずっと進められているように、各自治会も老朽化した公民館を建て替えたいとか、改築をしたいとか、しかし、なかなかそういう所でも自治会員数の減少、そういうので会費が毎年、うちもそうですけど毎年6万ぐらいの感覚ですと会費が少なくなっていくとやりたいこともなかなかやれない。そしたら先程言った補助金のそういうふうな使い道で出すお金があるのであれば、自治会の活動を継続してもらうために、そちらにそのお金を振り分けたらどうなのかなっていうふうな考えの下で質問をさせていただいております。これに関して独りよがりな考え方とかいうふうに思われるかもしれませんが、これって結構小さい自治会の会長たちは、少なからず思っていらっしゃることであって、これに対する答弁をいただければというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

先程アンケートの結果等もお話の中にもありましたけど、メリットがあるということもぜひいぶんいただいておりますということで、まず自治会の活動というのは先程お話しただいたように、やっぱり小さい自治会というのもあるかと思えます。ただ、しかしそこにはその地域性と言いますか、その皆さんでいろんな活動とか、地域の問題点とか、そういうのをそれぞれ解決の方向に向かって進められているんじゃないかなと思っております。また、大きな所は大きな所でそれなりの大規模な事業であったりとか、いろんなことあるかと思えます。もちろんそれをまとめた形で、各小学校区ごとにコミュニティという組織もございまして、そこで例えば地域の中で解決できないこと、小さな自治会ですね。今度は校区ごとのコミュニティの中での問題提起であったり、問題をそこで解決してはどうかというようなことも、今、町の方としてもそういうことも話をさせていただいております。だからそれぞれの地域の実情に応じた形の補助金のあり方であり、運営の仕方というのも支援をしていければと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そういうお答えになるだろうというふうには想定はしているんですけども、いくら地域で頑張って改築、新築をしようとしても、金銭的な面というのはなかなか解決はできないというのが、自治会の実態ではないかなというふうに思うんですね。ですから新築、改築だけではなくて、もう1つお聞きしたのが、これは公民館の建設時に条件がいろいろあるので様々なんでしょうけれども、ある自治会では借地料を年間10万円支払っているという話を聞きました。私の自治会ではたまたまそういうのが発生をしていないので、そういう自治会があるということすら初めて聞いたんですけども、ほかにこのような自治会が幾つぐらいあるのかなというふうに思うんですが、その数字が分かれば教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

今、御指摘の自治会における公民館を活用されてるとは思いますけども、借地料ということでございますけども、町内4か所ございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

4か所ということで、あとの46か所は、何らかのあれで町有地を利用したりして、私有地ではなかったということなんでしょうが、先程の新築、改築の小さな自治会も、大きな自治会も町から担ってやっていることというのは全く一緒のことをしていただいているというふうに思うんですね。ですから、この4か所に例えば借地料を年間通して補助しましょうって言ったときに、46の自治会に対して不公平ではないかというふうに感じられるかもしれないんですけども、でも借地料の10万円っていうのが、例えば余り大きくない自治会であれば、すごい大きな支出になるわけですよ。半分なりとも補助をすると言うのか、手伝ってやると言うのか、その言葉はちょうど私、今思い浮かびませんが、そういうふうな使い道って言うんですか、お金の使い道、そういうことをしていただきたいなというふうに思うんですけども。で、次に補助金のこと、自治会の大小による運営の厳しさ、こういうのを今ちょっと話をさせていただきましたけれども、いろんな部分で補助金に関して成果が見えない。見えない場合、いろんな各組織同じような方々が運営に携わっているというふうに思うんですよ。時津町では、自主防災組織というのは無いそうです。これが何らかの形でほかの組織の中に入っている。地公連のような組織はあるとのことでした。だから、あってもちゃんと自主防災の意識というのは高めていける。そういうふうな観点で考えると、この組織をまとめると思うんですかね。豊中市も多分そういうふうなやり方を今進めているというか、昔からだっ

たのかな、ちょっと忘れちゃったけど、そういうふうなやり方をしているあまり単体の目的別の組織にこだわっていないというところで、となると、補助金がまとめることができると思うんですね。きっとマイナスシーリングということで補助金に関してはいろんな整理をされたと思うんですが、ちょっとお聞きしますと、自治会についての補助金というのは、ほぼ触っていないと。確かに自治会長会というのは全自治会にいきますからそれは公平だと思うんですが、一部の人で使うようなやり方の補助金っていうのはちょっと見直してもいい時期に来てるんじゃないかと思うんですよ。そちらの方をこちらの方に回してもらってというふうな考え方、この考え方についてどうお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

補助金の使途ということでの御質問かなというふうに考えますけども、もちろん補助金がそれぞれ目的に応じた形で支出をされてるということで考えております。もちろん先程言われましたように、いろんな補助金の組織を統合したいというようなことも御提案いただきましたけども、現時点ではそれぞれの目的に合った活動とか、そういう内容で行われておりますので、一概に統一ということはなかなか難しいかなというふうには考えております。また補助金も補助金実績報告というのを出していただいておりますので、それに基づいた形で精査しながら、それについて次年度への有効活用みたいな形で指導なり、また支援をする形の考え方を持っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

補助金というのは今おっしゃったように目的があって支出する分ですので、そこがきちんと目的を達成しているということであれば良いのでしょうかけれども、なかなか費用対効果が見込めないというふうに思われるときというのは税金の使い道として適正であるというふうにはなかなか思えないんですね。これは私だけの感覚ではなくて、住民の中のこういう話をしたときの皆さん同じような考えをお持ちです。そのような観点からもやっぱり見直しの必要性っていうのは出てくると思いますので、そちらの方をしっかり精査をしていただければというふうに思います。もう1点言われたのが、自治会の中で公園の草刈りが年に2回ありますけれども、これも自治会の管理ということで、自治会の有志の方に出てもらってしております。なかなか暑い時に高齢者に声を掛けてということは無理ですので、何人かで朝から昼近くまで掛かってやるっていうふうにしておりますけれども、これもどこかで支出を抑えてこちらの方に、その草刈り年2回を例えば回数を増やすとかいうふうなことにも使えるんじゃないかというふうに思いますので、そちらの方も帳面消しではなくて生きたお金の使い道ということで考えていただければというふうに思っております。

では次に避難行動要支援制度の個別計画というところでお聞きをします。これ自治会に依頼をして進めているんですけれども、この進捗率というのはどのくらいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

避難行動要支援の個別計画の進捗率でございますけれども、自治会数で回答させていただきますが、50自治会のうち同意者がいらっしゃった自治会が47自治会でございます。そのうち今、個別計画作成に着手をしている自治会が14自治会でございます。まだ、完成と言いますか、そういった計画が完成してそういった体制づくり、取り組み出したという所はまだ今のところございません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、47分の14自治会ということで約30%ぐらいなのかなというふうに思います。先日ニュースを見ていて、広島市こちらは1,900ぐらい自治会があるので、これはもう比較の対象にはならないんですけれども、この広島市でもやはりこの個別計画というのは20%ぐらいしか進んでいないということで、だからといってこれを進めるにはっていう解答もなかなか見つかっていないというふうなニュースがあっておりました。この進まない原因ってというのは、どこにあると分析されておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

県内でも個別計画の作成に取り組んでいる所もあれば、まだ着手できてない所もあるということでは伺っております。そういった中でもどうしても地元の理解が得られないという所もあるということも聞いております。もちろん地域にお願いをすることですので、それぞれの実情とか特性、地形とか、そういったものに依拠して、御近所付き合いなんかもだと思っただけなんですけども、そういったところが原因ではないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

しかし、この個別計画に関しては、ある程度の日程を決めて大体この日までに完成をしたいというふうなものがあるかと思っております。これをやっぱり進めていくためには、職員の協力体制だったり。職員の協力体制というのはおかしいですね。自治会の尻を叩くって言うんですかね。なんと云うのかな、後押しをするって言うか、どういうふうなやり方で進めていこうとされているのか、そちらの方は何か対策はお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

国が示しております取組指針というものがございます。そこでは市町村、自治体と避難支援関係者いわゆる自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員、それと社会福祉協議会等そういったところが連携して個別計画の作成に取り組むということが明記をされております。そういった中で長与町では、30年3月に避難行動要支援者避難支援全体計画というものを作成しております。その中で個別計画の作成方法ということで、同意者名簿に基づきましてコーディネーターが中心となって、設定をしていきたいと思いますということしております。このコーディネーターというのが、避難支援関係者ということで、自治会、自主防災組織、民児協それと社協というような形になっておりますので、この避難支援関係者、コーディネーターの方々が中心になって計画を作っていくと。ただ、それについては、もちろん町も協力をしていくということでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。では今後、こういうふうな対象者の調査というのは行われていくと思うんですね。日々、急に引っ越しをした。亡くなった、養護施設に入ったとか、いろんな情報の更新というのがあって調査をしていかないといけないと思うんですけども、こちらの方、年間どのくらい見込んでおられるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

数の更新とかそういった変動についてですけども、今のところはこういった更新、そういったのがあるというのはちょっと見込みは立てていない状況ではございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

縷々お伺いしましたけれども、結局、定期的に見直した部分で変更された部分、こちらはやっぱり今後も個別計画というのは自治会に依頼をしていくということになるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

自治会と言いますか、コーディネーターの方々に依頼をしていくという形になりますので、自治会、自主防災組織、民児協、社協の方々に中心とさせていただいて更新もしていただくと、計画の内容をとということになります。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。地域のことは地域でとか、自治会のことは自治会でしてください。これ職員の言葉なんですね。そうかもしれないんですけど、これを聞いたときちょっと違和感を覚えたんですよね。また、今回のこの制度を進める上で避難担当支援者、先程言ったコーディネーターのことになるんですよね。こちらの方が例えば自分達が被災したら職員が支援してくれるのかっていうふうな質問をされたそうです。そしたら職員も被災者かもしれないので、自治会は自治会でと答えられた方がおられるとか、いうふうに言われました。これが自治会に対するっていうか、協働というものに対する町の考えの表れなのかなと。人と人、協働というのは、組織と組織、人と人というその関係の成熟した部分、成熟したものが協働っていうものであるのであれば、やはり人と人という部分で、いろんな言葉のやりとりの中で受け取り方っていうのはそれぞれですので、やはりこういうふうに住民が感じるような発言を、発言って言うか、そういうふうに受け取られたっていうことは、この言葉というのは正だというふうには、もう本当思えなかったんですよね。まず今回の質問するときと言われたのが、この言葉で6月にしたけれども、今回もまたこの協働の観点から質問してみようというきっかけになったんですけれども、その協働というものに対する町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず先程の職員の説明ですかね、その点についてちょっと私の方からお答えをさせていただきます。恐らく職員の説明不足だったのじゃないかということでそこら辺は反省をいたしまして、今後は気をつけてまいりたいと思います。避難支援担当者ですね、自治会、自主防災組織の方々は避難支援関係者ということになるんですけど、その同意をされた方の担当をする方は担当者ということになる。その方が被災をされた場合なのかなと思うんですけども、その場合はもちろん担当者につきましても、まずは自分の身の安全を守っていただくことが最優先でございます。その安全を確保した上で、本人が見守りをされている同意者の方の安否確認を行うというようなお手伝いをするというような流れでございます。ですので担当者の方が被災された場合は、これは同じくその担当者がいらっしゃる地区ですね、全体で必ずその方の支援を行ってくださいということではございません。これは例えば大規模災害とか、いろいろな状況によるんですけども、どうしても消防、救急の対応がまだ追いついていないとか、そういう状況がございます。そういった場合、例えばその方に対する情報とかがあれば、例えばまだ避難していないみたいですよとか、そういった情報提供をいただくことも支援の1つだと思っておりますので、そういった形でできる範囲での御協力をお願いできればという形で説明をして

るつもりなんですけれども、ちょっとそこが行き届いてないのかなと思いましたが、申し訳ございませんが、そういうことで御理解お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

多分今日の私の一般質問は聞いていただいているというふうに思いますので、今の御答弁で最後の質問は理解が得られたのかなというふうに思っております。私も一般質問のときはかなり緊張しておりますので、支援者っていう部分に対して認識不足でした。自治会というのは、やはり行政の役割の一部を担うという重要な組織であります。ですから大小関わらず、この自治会が公平な運営ができるようなその手立てというのが、もしあるのであればそういうところをもうちょっと詰めて考えていただきたいということを要望しておきます。

次に土地所有者不明問題ということで、こちらの方余り現時点では不具合が無いというふうにお答えをいただきましたので、何よりかというふうに思います。ただ、この問題は将来における課題になりつつあることでもあろうかと、そういう側面もあるんじゃないかということで時間はありませんけれども、幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。免税点未満の土地所有者については、その情報を十分に把握していないという指摘が全体的にあるんですけれども、総務省の統計によると課税対象となる個人所有の土地のうち、免税点未満となる土地は全国で9%だけれども町村部では37%に上るとされています。この土地の存在自体に相続人が気づかない恐れもあるという、それがだんだん膨らんでいって所有者不明の土地は増えていくという側面もあるんですけれども、こちらに対する将来への不安材料としての対応というか、何かをすることではないですけれども、どのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

議員御指摘のとおり免税点未満の土地っていうのは、土地所有者へは納税通知書は送付されておられません。ただ現在税務課としての取組といたしましては、住民環境課より毎月、亡くなられた方の情報を提供していただいておりますので、その情報により調査をし、資産の名義人もしくは相続人の代表者になってないかをまず調査します。その調査した結果、免税点以上未満関係なく資産があった場合には、相続人の代表者を指定していただく申告書を相続人となり得る方に送付をいたしております。と同時に、相続登記の働きかけをする書類も同封している状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

なかなかこれは個人の相続登記というところが大部分の課題ですので、そちらの方で行政が云々ということでは、今の時点ではなかろうかと思うんですね。ただ、将来的にいろんな開発等、そういうときに支障がないように事前にいろんな情報収集とか、そういうものはしとくべきかなというふうに思っております。何も問題が今のところ無いということではありましたけれども、近々、県事業である里山整備というのがこの周辺で実施されるんですけれども、この狭い範囲の中でも所有者不明の実は土地があったんですよね。事業というのは、事業完了後、各地主が自分たちの土地を管理をしていくってことで継続できない事業だと、そういうふうな説明をされました。となると、不明者の土地は自治会の管理ということになっていくんですよ。ですからそういうふうなこともございますので、今回、成立をしましたよね。特別措置法というのが成立をしたかと思うんですけれども、この制度見直しに向けた第一歩ということで、この法ができたのかなというふうに思っております。次世代に土地を適切に引き継ぐということを考えると、やはり高齢化が進む現代社会の新たな課題というふうに捉えていただいて、今後取り組んでいただく、研究をしていただければいいなというふうに考えております。質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で3時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時00分～15時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、河野龍二議員の①交通環境の整備について。②介護保険利用の住宅改修制度について。③公共施設管理箇所の草払いについての質問を同時に許可いたします。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

本日の最後の質問となりました。今しばらく時間をいただきたいと思います。

私は大きく3つの点で質問を行いたいと思います。質問に入ります前に文言が適正ではなかったところが幾つかありましたので、訂正をお願いしたいと思います。まず1枚目の交通環境の整備の(2)のコミュニティバスの乗合タクシー拡大についてのイの項で実証運行としていますが、今、試験運行という形で試験運行に変えていただきたいと思います。また、3番目の公共施設管理箇所の草払いについてのところの2行目の後半の西高田元木付近の国道となっていますけど、これは県道の間違いでした。もう1つその続きの陸橋高田橋というふうに名称をしておりますけども、正式名称は平尾高田小学校線ということで、平尾は「平」に尾っぽの「尾」の平尾高田小学校線というのが正式名称だということなので、訂正をお願いして質問に入りたいというふうに思います。

まず初めに交通環境の整備について。交通環境の充実は、まちづくりの重要な課題だと考えられます。移動の際に利便性や安全性を保たれることは、住民生活においても優

先される課題であります。そこで以下のことに質問いたします。（１）県道３３号線高田越付近の渋滞解消の対策について。県道３３号線長崎多良見線の高田郷付近の渋滞は、渋滞の頻度及びその距離が拡大されています。朝夕のラッシュ時は常時渋滞し、平日、週末の日中でも渋滞が度々起きております。高田郷の住民はもちろんの事、高田郷以外の住民からも渋滞解消の声が多く聞かれます。渋滞解消の対策を考えるべきではないですか。そこで質問いたします。イ、具体的な対策は検討されていますか。ロ、渋滞の要因の１つに工事の大型車両の交通があります。高田南土地区画整理事業の土砂排出車両と吉無田郷の区画整理の土砂排出車両が頻繁にここを通行しております。事業所への相談などで渋滞時には別ルートでの通行の検討ができないでしょうか。ハ、高田越中央線の国道２０６号に繋がる道路をラッシュ時には長崎市方向に向けて一方通行にできないでしょうか。

（２）コミュニティバス（乗合タクシー）の拡大について質問いたします。現在一部の地域でコミュニティバスや乗合タクシーの運行がされております。コミュニティバス、乗合タクシーの拡大は、高齢者社会の対策に重要な施策だと思います。現状の課題と今後の考えを質問いたします。試験運行がされていますが、イ、利用者の意見など課題はありますか。ルート増や時間帯の増は考えられませんか。百合野団地から長与町側に運行する便ができないでしょうか。ニ、今後必要と思われる地域はどう考えておられますか。

２つ目の質問に介護保険利用の住宅改修について質問いたします。介護保険制度の住宅改修事業は、介護認定を受けた利用者が住宅改修し居宅で生活できる環境を整える制度であります。先般厚生労働省の通達により住宅改修事業の制度を受ける場合、２社以上の見積もりを取り申請するようケアマネジャーの指導が行われました。本通達はいくまでも申請者に指導するもので、２社以上の見積もりは強制的なものではないと考えます。そこで質問いたします。（１）本通達を踏まえ本町ではどのように取り組んでおられますか。２、申請者が見積もりを取らない、取れない場合はどのように対応していますか。３、見積額が適正と見受けられれば２社以上の見積もりは不要ではありませんか。

大きく３つ目の質問に移ります。公共施設管理箇所の草払いについて。町民から寄せられる要望の中に、公共施設管理箇所の草払いの要望が多々聞かれます。最近では、西高田、東高田を流れる高田川の中の雑木、西高田元木付近県道の歩道、平尾高田小学校線の歩道、東高田町営住宅管理用地などがあります。いずれも不定期に草払いが行われているようですが、定期的な草払いが必要ではないでしょうか。特に歩道の雑草は通学時の児童生徒に影響を与える場合があります。そこで質問いたします。１、管理箇所の草払いはどのように計画しておられますか。２、定期、定時の対応ができないか。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者でございます。河野龍二議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の県道33号高田郷付近渋滞解消対策の御質問でございます。長崎市北部、長与町、時津町周辺の渋滞対策に係る協議として、長崎県が主体となり長崎市、時津町、長与町の4者の道路政策担当による協議を重ねておるところでございます。その中で県道33号線を含む道の尾地区の渋滞につきましては、大きな原因といたしまして、国道206号の渋滞が挙げられておるわけでございます。その抜本的対策といたしましては、長崎市と佐世保市を結ぶ地域高規格道路であります西彼杵道路、長崎南北幹線道路の完成が最善の策と考えられております。しかしながら、特に渋滞解消の効果があると思われる長崎南北幹線道路につきましては、事業化にも至っていないところでございます。道路の完成については見通しがついてないということでございます。当面の対策といたしましては、国道や渋滞交差点を通らず目的地に行ける補助的な道路の整備、ソフト対策としての信号機のタイミングの変更、そしてまたパーク・アンド・ライド事業の推進などについての協議を行っておりまして、少しでも渋滞の緩和に繋がらないか検討しておることでございます。続きまして口の工事の大型車両の通行検討についてでございます。議員御指摘のとおり高田南土地区画整理事業及び池山土地区画整理事業の土砂搬出車両が、県道33号線から国道206号線を通り各処分場へ通行をしております。高田南土地区画整理事業につきましては、搬出している大型車両の台数は10台でありまして、処分場は西海市となっております。また、池山土地区画整理事業につきましては、午前8時より大型車両12台で長崎市西海町へ搬出をしておるところでございます。現在までの対策といたしましては、高田南土地区画整理事業におきましては、小中学校の登校時間を避け午前8時30分より排出を開始しておりまして、大型車両の搬出間隔につきましても時間を空けて通行するように制限を行っておるところでございます。今後も引き続き、交通渋滞に配慮した大型車両の運行についても要請を行ってまいりたいと考えております。続きまして、県道33号高田郷付近渋滞解消対策の中の国道206号に繋がる道路をラッシュ時に長崎市方向に向けて一方通行にできないかという御質問でございます。警察交通規制の要望につきましては、地元や自治会等からの交通規制要望を管轄の警察へ申請をいたしまして、受理後に管轄警察署より現地調査などを実施していただいております。なお、交通規制は必ず要望者へ地元住民の総意を取っていただくように依頼をしておりますので、規制により地元住民への多大な弊害が予測される場合には、地元、自治会主催の説明会におきまして、交通規制の説明をして承諾をお願いする場合もございます。そののちに長崎県警察本部交通規制課への規制上申や現地調査を行い、最終的には長崎県公安委員会によって判断をしていただき意思決定がなされておる状況でございます。今回の箇所は交通の要所であり、国道や県道との交差ということもあるために非常に困難な事案じゃないかなと考えております。

続きまして、コミュニティバスの拡大について、実証運行における利用者の意見、課

題はどうかというお尋ねでございますけれども、御案内のとおり本年6月から中尾団地地区及び道の尾、自由ヶ丘団地地区の2か所におきまして、乗合タクシーの試験運行を実施しておるところでございます。実際に運行する中で、利用者の方々の御意見や地域住民に対するアンケート調査、また地域に出向いて御意見を度々伺ってまいりました。利用者の御意見といたしましては、概ね「満足している」という中で「運行日や運行時間を改善して欲しい」というものがございました。また、地域の皆様へのアンケート結果では「乗ったことがある」という方々が13.3%、「乗りたいと思うがまだ乗っていない」と言っておられる方が45.2%、「乗っていないし今後も乗る予定はない」と言われる方が41.5%になっています。この利用していない理由をお聞きますと「自家用車等を利用しているから」が83.8%でございました。また主な意見といたしましては「乗り合わせた人との距離が近い」「曜日や時間帯が合わない」「行き先や停留所の要望」などのほか、「将来的に利用したい」というものもございました。様々な御意見でございますが、全てを反映した運行はもちろん不可能でございますから、これからも一定の利用が見込め、かつ継続して実施できる運行方法を検証していく必要があると考えております。次に2点目口のルートや時間帯は増やす考えはないかということでございます。現在それぞれの地域におきまして、週3日、1日6本の試験運行を行っております。先程申し上げましたように地域の皆様方の御意見を踏まえ、要望が多い時間帯への変更や停留所の増設、ルートの見直しなど、利用していただけるよう工夫をしながら現在は運行を行っているところでございます。しかしながら、当初予想していたほどの利用者がないということで、今後さらなる見直しを行いながら、運行の可能性について検証を行ってまいりたいと考えております。また現段階におきましては、運行ルートや時間帯を増やす考えはございません。次に2点目ハ、百合野団地から長与町側に運行できないかという御質問でございます。百合野団地内を經由するバスは、民間事業者によって1日18往復が運行されております。ただし、その全てが長崎市方面の運行であるということからの御指摘だと拝察をしております。しかしながら、長崎市方面から長与町側へは県道33号長崎多良見線を通るバス路線が充実しておりますので、乗り換えでの利用が可能であると考えております。乗合タクシーやコミュニティバスは、既存のバス事業者の運行路線と競合するような運行はできませんので、したがって、導入は困難ではないかなというふうにも考えております。次に2点目ニの今後必要と思われる地域をどう考えているのかという御質問でございます。基本的には、まずは今ある地域公共交通サービスも見直すなど、既存の交通事業者に最大限の協力をお願いしたいと考えております。その上で既存サービスの見直しで対応できない場合には、新たなサービスの導入を検討してまいりたいとそのように考えております。本町の地域公共交通網改善計画では、このような考え方を基にしまして、バス停から一定の距離があり道幅が狭い急斜面市街地を不便地区として指定をいたしまして、幹線系統までの支線として乗合タクシーの試験運行を実施しておるところでございます。まずはこれらの地区

におきまして、本運行の可能性について検証を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険利用の住宅改修制度でございます。1点目の通達を踏まえた本町の取組という御質問でございます。本町では、厚生労働省からの通達に基づいた運用を実施すべく、変更内容等の周知を目的に説明会を町内の居宅介護支援事業所等の事業者を対象に開催をしておるところでございます。その後、説明会等時に出されました御意見、要望を踏まえ、開始時期を含む運用内容を各事業所へ通知し、平成30年8月1日以降の申請分から利用者に対しまして、介護支援専門員等が複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう説明した上で、申請書を提出していただいております。次に2点目の見積もりを取らない、取れない場合の対応についてという御質問でございます。今のところはそのような事態は発生をしております。がしかし、このような事態が発生した場合には、介護支援専門員らと連携をいたしまして、利用者に御理解いただけるよう説明を行ってまいりたいと考えております。次に3点目の見積額が適正と見受けられれば、2社以上の見積もりは不要ではないかという御質問でございます。今回の変更では、1つ目は介護保険制度の持続可能性の確保、2つ目は給付のあり方、3つ目が介護給付費の適正化、この3つの観点により住宅改修に係る運用の見直しが行われておるところでございます。見積額に限らず事業者によって技術、施工水準などにつきましてもばらつきが見られることから、利用者が事前申請時に提出する見積書類の様式を提示しましたほか、複数の住宅改修事業者からも見積もりを取るよう介護支援専門員らが説明することになります。これにより利用者の適切な選択に資するとともに住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握、確認できるようになり介護給付費の適正化に繋がることから、本町では1社からの見積もりではなく、国の通達に準じ複数の住宅改修事業者から見積もりをいただく必要性を感じておるところでございます。

3番目の1点目と2点目の草払いの計画と定期、定時の対応につきましては、関連性がございましたので合わせて答弁させていただきます。町道や公園における樹木剪定や草刈りににつきましては、年2回を基本とし前期後期で各々1回ずつとなるよう計画的に対応をしておるところでございます。ただし施工時期におきましては天候や箇所数によって多少の前後がございます。今後も一定のサイクルで施工していきたいと考えておるところでございます。また、現場パトロールにて繁茂している箇所を発見した場合や各種要望等がありました場合は、即時現地確認を行い必要に応じて対応しておるところでございます。近年、要望の多様化や従来町では対応していなかった場所への要望など、対象箇所が増加傾向にありますけれども、限られた予算の中で調整を行い、今後も多くの皆様方の要望に応えられるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問させていただきます。まずは渋滞解消のところ質問させていただきます。

きますが、渋滞解消の対策として、1つは広域道の完成ということだけでも、そこがいつできるかまだはっきりしてないというところがあるということで、当面は補助道路、信号機のタイミングの変更、あとパーク・アンド・ライドの協議ということですが、これについても、いつ頃までにその部分が解消できるのかというところが、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えいたします。いつまでにとその具体的な日程はちょっと難しいですが、路線等につきましては、長与と時津を結ぶ小島田榎の鼻線、こういった路線を考えておりますし、ほかの自治体とかでも山手同士を結ぶ計画及び施工がされてる部分もあります。これはあくまでも他自治体の案件になりますので、詳細についてはちょっと明言は避けたいと思います。日程的にはいつというような明言はできません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今のは、補助路線と言うか道路。信号機のタイミングを検討する。パーク・アンド・ライドを協議すると、これがどういう状況で進んでられるのかですね。それが例えば近々そういう対象で変更することができるのかというところが現状どうなってるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

パーク・アンド・ライドとか信号につきましては、あくまでも答弁で述べました協議会の中でこうできればいいんじゃないかという部分での話の段階であって、実行に移すという部分については、各市町、県を含めてそれぞれの所で、今協議を重ねている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の話の聞くと、なかなかこの渋滞解消というのは、解決できる状況が見えてこないというふうな部分であります。そこで、大変事業をされてる方々には本当に申し訳ない質問だったかなというふうに思うんですけども、ここが先程町長の答弁でもありましたように、大型10トンダンプの土砂の排出の通行ルートになっておるようです。答弁でもありましたように高田南で10台のトラックが往復すると。池山土地区画整理事業で12台往復するというところで、それを考えるとかなりの大型トラックがあそこを頻繁

に通ると。私も時々見かけるんですけども、やはり集中するときは一気に集中して、それも1つの要因だと思うんですけど。大型トラックがあそこで1台止まることで、直進もできない、右折に曲がることも。大体あそこを高田南が中央線下りて来たら真っすぐ206号の方に行くと。池山地区の区画整理事業がずっと県道33号線に来て、高田越橋で右に曲がるということで、あそこで1台いることで直進にも影響が出てくるというふうな状況が生まれてきてますんで、高田南については一定時間遅らせて排出をするというふうになってますけども、このルートの変更というのがまずお願いできないものなのか。そこは協議をされたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えをいたします。高田南土地区画整理事業につきましては、先程御指摘のとおり時間を間隔を空けて排出をしている状況でございます。ルートの変更につきましては、トンネルの上から搬出をしておりますので、どうしても県道33号線十字路を直進して206号に出るとするのはやはり1番近いルートでございますので、そちらの方を通行をしている状況でございます。こちらの方の土砂搬出につきましては、来年2月までに搬出が終了する予定でございます。これが終わりますと残りは浦上水源地方面からの搬出のみとなりますので、そちらの方につきましては、高田越橋、現在御指摘の所については通行しない予定で今現在お願いをしている状況でございます。池山につきましては、組合の方にも御要望を差し上げまして、今後、西海の方に搬出をしておりますので、三彩方面の方に行けないか。要は12台でございますから例えば6台6台とか、そういうふうなことで要請を今現在しているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

質問を出したあと、対応していただいたのか、その質問する前からそういう対応をされていたのか。やはり非常にあそこに大型ダンプが止まることで渋滞感というのを感じてる方もいらっしゃるようですんで、こういう形で少しでも解消されれば、少しでもこの渋滞が解消できるのかなというふうに思いますんで、この大変事業を行ってる方には遠回りになったりだとか、多大な経費が掛かるかもしれませんけども、是非御協力をお願いしたいというふうに思います。それでハの今度は一方通行にできないかというところなんですけども、町長縷々説明していただきました。まずは地元地域の申請、要望、総意、そういうのが必要だということで、私も質問する中でなかなかこれは、ここを一方通行にするのは、私自身困難だろうなと思いつつ、ただ、ここはかなり大胆に検討しないと、この渋滞解消、確かに言われるとおり先の206号の渋滞も影響してるのは間違いないんですけども、御存じの方はいらっしゃると思うんですけど、今あそこ

の渋滞が東高田地域まで長引くと。その渋滞がいつ起こるか分からないという状況なんですよ。そういう意味では本当にこの車、道路を利用してる方はそういうストレスがたまる状況だというふうに思いますんで、一定まさにこの大胆な対応が必要ではないかなというふうに思うんですよね。今のところ町長がここの一方通行はなかなか困難ではないかというふうな答弁でしたけども、そこを検討する余地がないものなのか地元の方も含めて、地元の方もあそこの渋滞で非常に僕は困ってるんじゃないかなと思うんですよ。特にあそこは長崎市との境界でもありますし、206号に出る高田越橋線を越えた所に、206号に出る所にはマンションも幾つかあって、車を利用される方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、あの渋滞には非常にその周辺の人たちも大変困ってるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今、自治体で、県と長崎市と2町と協議してるということで、そこら辺も含めてここの一方通行ができないかというところが協議できないものなのか。そこのところ再度質問させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいまの御質問にお答えします。まず、お尋ねになってる高田越中央線から206号ということでございますけども、まずこの道路形態が片側1車線、2車線の道路でありまして、通常その交通規制等を行う場合はもちろん地域安全課としましては、交通安全というのをまず主体に考えておりますので、その交通規制というのも安全性の問題もありますし、尚且つ2車線ということになりますと、やはり一方通行にした場合でも片側が空いてしまう形になってしまうわけですね、右折左折という問題ではなくて、道路自体がそういう形態になっておところが1つあります。先程今、議員がおっしゃられましたように、まず206号にぶつかった所で渋滞を引き起こしているのが、原因の1番じゃないかと思っております。またこの道路につきましては、町道を抜けたあと、また県道と交差をします。そして国道に繋がるという形になっておりますので、この協議等についてもかなり困難を要するのではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

不可能ですというふうな形の部分があるのかもしれませんが、よく都市部に行くと渋滞で中央線が変わったりするわけですね。例えば、行きはこの2車線を使って、帰りの夕方には中央線が変わって帰りは2車線が使えるとかという道路を見かけたりする場合もあるんですよね。今、課長が言われましたけども、私は両方とも一方通行にするとラッシュ時には。いわゆるどんどんどん高田越橋線を渡れるようにすると。で、あそこから2車線を使って206号にも入るようにしたらどうかなというふうに思うんですよ。あそこの形態を見てみると、長与に入ってくる車と言うのはそう多くないです、

あそこから入ってくるというのは。やはり逆に長与から出て行く車がずっと県道33号線を渋滞をしているという状況で。ですからまずは困難というふうなところで捉えるのではなくて、条件が絶対だめですよってなればそれはしようがないと思うんですけども、困難と捉えるんじゃないなくて、できる環境がその数%でもできる状況があれば私は検討してみる価値がある。何度も言いますが、あその渋滞は本当に大きくなにか手を尽くさないと解消できないというふうに思いますんで、困難というよりは、何らかの希望を持って取り組んでいただけないかなと、そこもできないものなのか、お願いしたいと思いますけども。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

先程とちょっと同じような答えになりますけども、基本的には交通安全という面からいきますとなかなか難しいのかなと。もちろんその時間帯における右側通行であったり、左側通行であったりというようなことも今おっしゃられてるのかなと思いますけども、そういうことをこの近辺と言いますか、近年と言いますか、したこともございませんし、もちろん、これについて事故の誘発等がある場合はこちらとしましては1番心配するということをごさいますて、本来はやっぱり道路の形態とか、そういうふうな構造的なところの問題を解決していくのが肝要ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

道路の形態だとか、いろんなものが解決策が見えてこないわけでしょう。今、答弁の中では、協議をしてるけども、それがすぐ解決には繋がらないと。今あそこを使ってる人たちは、それこそ信号ぎりぎりまで右折したりだとか、そういう状況なんですよ。かえって事故に誘発する可能性があると思うんですよ。なぜ執拗にそう言うかという、もう1つは、これは実は高田南土地区画整理事業の説明会の中でちょっと出たんですけども、参加者の中から。今後、道ノ尾駅の先の道の尾踏切が廃止されるというふうな状況があるということで、これは事実ですか。時期も分かれば教えていただければというふうに思うんですけども。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えします。議員がおっしゃられてるのは道ノ尾駅とコンビニの所だと思えますが、あそこについては、道ノ尾駅からそのまま県道が、道ノ尾駅で終わった県道が岩屋交差点の方に抜ける計画があります。道路がですね、御存じのとおり。それができる時点もしくはその前後になるかと思えますけど、そのときには踏切については人のみ通れる状

態になる計画であるという形しか今のところは情報は得ておりません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

あそこの踏切が車が通れなくなると私はもっと渋滞すると思うんですね。それをやっぱり見越して何らかの手を打たないと、もう本当に大変なことになるんじゃないかなと。それも含めてあそこの道路の通行の仕方、例えばほかに違う抜け道ができてうまく解消できるならいいけども、それは今のところなかなか難しい。今から道路を造るとしてもそれこそ何年も掛かるだろうと思うんで、私はそれも含めてやっぱり本当に大胆な考えで取り組まないと、あの辺一帯が本当に身動きできなくなるような状況になるんじゃないか。それこそ住民の不満が爆発してしまうんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、まずはここで困難だと考えるんじゃなくて、少しでも可能性があるなら何らかの協議に踏み込んでいただければなというふうに思うんですけども、確かに安全性の問題、ただやっぱり時間的に、それこそ周知の問題だと思うんですけど、時間的にここは一方通行になるというのは、ただ、それはこの利用者の、一時期は警備員なり何か置いてそういうふうな対処をしてもらうとか、そういうので安全対策をとれば私は黙って渋滞をこのまま続けるよりは、そういう検討をして、いろんな手を使って検討する必要があるんじゃないかなと、ほかに解決策あればいいですよ。今のところ全然見えてこないですから、是非そういう協議を前向きに進めていただけないかなと、再度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

この御質問をいただいたあと、時津警察署の方とちょっとお話をさせていただいた経緯もございますけども、ちょっとそこら辺についても、まだ再度こう話をする事は可能でございますけども、申しわけないんですけども、ちょっと困難ではないかなということをごちゃっと聞いております。もちろん申請等が上がればそれに伴って先程町長の答弁にもございましたように、地域住民の方の総意に基づいた形ではそういう方法というのがあるかとは思いますが、今の現状としましては、先程もお答えしましたようにちょっと厳しいのかなというのがございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

じゃあ何かこう方法を是非出していただきたいと思うんですけどもね。今まだ協議をしてるところじゃなくて、こういうふうに渋滞解消していきたいというのが、渋滞解消して欲しいという質問ですから何かありますか。渋滞解消の策になるものが、答えられ

るならお答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

やはり渋滞解消に関しましては、今計画されている地域高規格道路の建設が抜本的対策ということで、そこしかないのではないかと考えております。引き続き我々としても公共事業費道路関係予算の確保について、町事業と合わせて期成会等で要望する折には道路事業予算の総額の確保ということ国等に対して要望しながら地域高規格道路等の早期完成に向けて我々も推進をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ほかの質問もありますんで、これまでにしときますけども、それもいつになるかわからないという状況ですよね。それまでここを利用する人たち、高田郷の住民の人以外もあそこを利用するわけですから、私はやはりいろんなそれこそ冒頭町長からありましたように、いろんな地域の要望、これで1つは県も警察も判断するということですので、私は地域の人たちに、町としてはこういう形で渋滞解消したいと是非地域からも協力してもらえんかというふうな手段をとっても全然問題ないと思うんですよね。本当に地域の人たちが安心して使える状況になるならば、それもなかなか進まないというのはちょっと残念かなというふうに思いますんで、ここまでにしときますけども、是非早急な渋滞解消策を、是非協議していただきたいというふうに思います。

次にコミュニティバスの点で質問させていただきます。いろいろアンケート等で便を増やして欲しいだとか、時間の問題だとかっていうところが出ているということでありました。今後も、そういうのを検討しながら利用しやすい方向で検討協議していくということですので、1つ確認をさせていただきたいんですけども、今の試験運行は12月21日までというふうになってる、今月ですね。これはその後も一応運行は予定されてるのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは現状での利用状況ということでございますけれども、1本当たりの乗車人数が中尾団地で0.57人、道の尾地区で0.94人と、これ平均でございますけれども、といった状況でございます。現行を月水金、週に3日の1日6本をそれぞれ運行してるところですが、なかなかこのままでは本運行というのは、なかなか難しいということもございまして。そこで先日、地域公共交通会議の方にもお諮りをいたしまして、運行形態を見直しをいたしまして、2か月間実証試験運行の延長を行いたいと考えております。内

容といたしましては、利用の状況から減便をすると、2往復にするということ。それとそれでもやはり実際に利用がない便が今のところ半分以上、乗車ゼロ人がですね。そういうことも踏まえますと、効率的な運用を考えますと、予約制ということで、この2つを導入しながら実証を進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私もそこを是非取り入れていただき、いわゆるデマンド方式ですね、時間定時に発車するのではなくて、利用者が使いたいとなったらその時間に発車するというふうな方式のデマンド方式の採用は効率的ではないかなと、確かに空で走るよりは必ず乗車があるという方が僕は良いと思うので、それをあと2か月間延長してされるということで、このデマンド方式になると、今、乗合タクシー、特に道の尾地区の通称ヤクルト団地ですけども、この乗合タクシーが通る場所がありますよね。地図でも出てますけども、ヤクルト団地の幹線と言ったらおかしいですけども、皆さんが通る道路、道の尾団地はあそこより上にまた居住してる人がいらっしゃるんですよ。その方たちの声を聞くと、下を通るんだけど、そこまで行くのも困難だと言うんですよ。足が不自由だったりだとかということで、この乗合タクシーの中に残念ながら荷物を運ぶことはできませんよというふうな形があるということなんで、このデマンド方式を取ると、運行ルートは決まってるんですけども、タクシー会社のサービスでそういう家の前まで行くことが可能になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺は検討できないものなのか。お分かりになりますか。もしあれば教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げました予約制の運行でございますけれども、これは現状行っている運行の実績を基に、ルートは今と同じルートで停留所も設けながら、時間についても今現状で御利用が多い時間で2往復というふうに設定をしたいというふうに考えております。ですので、今議員がおっしゃられるような自由な時間に電話をかけて予約ができるですとか、自宅の前まで来ていただけるというふうな運行ではないというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

このデマンド方式が単に予約制じゃなくて運行時間は決まっていますと、運行時間に合わせて今日の朝1便に私乗りますというふうな方式があるらしいですね。発車時間、発車場所は決まって、例えば下の道の尾温泉から出ますと。その時間帯で上のどここ

ですけれども乗ります。というふうになると当然そこから出てそれに乗ることができるという、僕はそういうふうに捉えてたんですよ。決して自由な時間に例えばもう夜8時ぐらいに出してくれと言うんじゃないで、定期時間で僕は構わないと思うんですけども、ですからそのときにいわゆる足が不自由な方だとかのちょっとした自宅の前まで、この自由が丘特にそんな広い団地じゃないわけですし、さっき言いよる中心の道路からちょっとした所なんですよ。わずか20メートルの所なんですよけれども、そこが結構急な坂で、足腰が不自由ならば、目の前を車通るんだけども、そこまで行くのが困難だと。買い物して荷物を持って帰る、そこを上るのが困難だ。ってなる場合があるわけですよ。だからそこら辺も例えば利用したいというふうな思う部分に入っていくんじゃないかなというふうに思いますんで、そこはもう運行会社のサービスの部分になってくると思うんですよ。でもそこが僕は必要ではないかなと、ちょっとしたところなんですよけれども、本当に20メートルぐらいなんですよけれども、そこが歩くのが困難だ、荷物を持っていくのは困難だ、となると利用ができなくなるというところなんで、是非そこら辺も今後協議する、協議できる可能性があれば是非検討していただきたいというふうに思います。あと、今後必要と思われる地域ですね。なかなかこういう利用状況だと地域を増やしていくというのが困難になるのかなというふうに思うんですけども、ただ私は冒頭通告でもしましたように、これからこういったサービスが本当に必要な時代になっていくんじゃないかなというふうに思いますし、各地域でこういう乗合タクシーだとかコミュニティバスが走ることで、そこに長く住むことができるだとか、やっぱり子育て世代でも住んでみたいというふうな環境になるんじゃないかなというふうに思いますんで、是非今後この地域を拡大していただきたいなというふうに思いますけれども、その辺について再度、地域の拡大、別の地域でまた乗合タクシーを増やしていくということが検討ができるものなのか、再度お答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

乗合タクシーの運行拡大でございますけれども、運行には一定のルールがあるということで、町長の答弁にもありましたとおり既存の事業者と同じルートはなかなか困難であるということ、それと手厚くこちらの方を充実することで既存のバス、JRそれから通常のタクシーもそうかと思っておりますけれども、縮小ですとか、撤退とか繋がる可能性がないとも言えません。タクシーについては特に夜間や救急といった重要な役割も担っていただいているというふうに考えております。既存のサービスで要望があれば充実出来る場所は事業者の方とも話をしながらお願いもしてまいりたいと思っております。現状のこのタクシー運行も地域の方の声を聞きながら何とかこううまくいく方法というのを今探っている状況でございます、今後についてはまだ現時点では考えていないというところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

利用状況が非常に増えれば恐らくこういう部分も、確かに言われるバス停から一定の距離だとか、道路が狭隘だとかっていう部分が、分かりはするんですけども、こういう場所って言うか、こういう地域は結構長与町内にも多いと思うんですよ、まだ。例えば西高田の和楽団地だとか、あそこもバス停まで行くのには、上からするとかなりの距離がありますし、私が住む東高田でもやっぱりバス停まで下りるのは結構な時間が掛かるということで、ですから是非そういう要望があるということは理解をさせていただいて、確かに運行状況が利便性がよくてスムーズにいけば、そういう拡大もできるんですけども、是非そういう部分でも拡大の検討をしていただきたいというふうに思います。交通環境整備については以上にさせていただきます。

次に介護保険の住宅改修についてですけども、説明いただきました。1つは、現状この住宅改修については2社以上の見積もりがないと申請を受け付けてないという状況なのか、お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今のところ2社以上でお願いしているということで、見積もりを取れない事案がありますけれども、本人もしくは家族の方が施工されるということで、原材料支給っていう部分がございます。その方の申請については、ここ数年ございませんけれども、その方が申請された場合については、見積書、相見積もりっていう部分は出ないかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

すると2社以上見積もりがなくても、申請はできると、事業も行ってるということなんですかね。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

業者に施工をお願いする案件につきましては、2社以上、複数の見積書をお願いしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それが利用するときの条件になってるんですかね。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

町長答弁でもございましたけれども、今回の変更点が介護保険法の改正に基づく変更ということで、主に介護給付費の適正化という観点での変更になっております。今まで1社での見積もりということで行ってございましたけれども、国の審査会等で審議の中で各業者の施工とか、そういった部分も含め見積額も不適當っていうか、各社でばらばらという実態が表れるということで、国の方から内容等を精査するという観点を含めて、また利用者について1社だけじゃなくて選択肢を広げるということで、複数の見積もりを取るという国の審議会等の論議がなされた上で今回の変更がされております。本町におきましても、国のこういった変更に合わせて町としても複数の見積もりを現在お願いしている段階でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

条件になってるかどうかなだけ聞いてたんですけども、文書を私もあるんですけども、これ間違いないと思うんですけど、7月13日のVol.664の厚生労働省の老健局高齢者支援課から来てる文書だと思うんですけども、それで間違いないと思うんですよ。ここの変更されたところを私ちょっと読みますね。特に変更したところに棒線が引いてありますんで読みますと、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下居宅サービス計画等という）を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センター担当職員（以下介護支援職専門委員という）この複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明することとすると。説明することとすると、2社以上見積もりがなければというのは全く触れてないんですよ。ここはだから2つの申請書がなければならぬというにはなっていない。説明することとすると。これどういうふうに解釈されるのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程も申し上げましたけれども、1社の見積もりが適正かどうかというのが判断がつきにくいという部分がございますので、条件にはなっておりませんが、本町としてましては、適正化の範疇からお願いをしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

条件になってないんですよ。特に行政は法律、その上に憲法、法律条例に基づいて仕事しなければならない。条件になってない部分を条件化するのはどうなのか、ここ説明するには、説明してくださいというふうな条項なんです。説明以上の2社以上の見積もりがなければできないというのは、これは条例上も法律上も問題があるのかなというふうに思います。そこは改めるべきじゃないかなというふうに思うんですよ。私、近隣の自治体をちょっと調べてみました。長崎市の対応では説明はしていますということでした。ただ2社以上の見積もりが絶対条件ではありませんということで、なぜかという、見積もりを取るというのも、よく無料見積もりだとかそういう説明がありますけど、無料見積もりじゃなければ見積費用の負担が要るわけですかね。2社取れば2社分必要になる。その負担がどうなるのかという部分がある。また当然事業所もただではできないわけですよ。そういう経費が掛かる。隣の時津町でも現行どおりの対応してるということでした。特にこの通達に基づいてではないということで、だから今までやってきた部分というのはちょっと改めるべきではないですかね。法律の問題だとか、条例の問題。説明するのは当然説明しなければならない。ただ2社以上必要というのはどこにも無いわけです。改めるべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

ただいまの質問に答弁をさせていただきます。例えば、買い物するときにAという会社、Bという会社から買うときに当然、我々個人としても、どちらが高いか、安いかわかりませんが、同じ製品ならば見積もりを取ります。その場合に見積もりの安い方から買うのは当然であろうと思います。その際に介護保険におきましては、あくまでも個人の方の申請でございますので、その方が見積もりを取った段階で判断をしていただくということになります。あくまでも給付費を判断するための資料でございますので、給付が高くなれば申請者個人の方の負担も大きくなります。例えば20万と10万の場合だったら給付が1割だったら、個人負担が2万と1万になると、そういうこともございます。それと給付が高くなると介護保険料にも影響をしかねないということで、そういう2社を取って給付の額を決めております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

いやいや、だから、そこは条件にはなってない訳です。条件になってないことを求めているわけですから、そこは改めるべきではないかと言っている訳です。部長が説明したことも分かります。公正化、適正化、確かにそうです。そこはほかの自治体ではなぜそれをしないかと、これまでの実例だとか、職員がそういう実績を持っているということで、今、適正化でやられてるといふことなんです。特にやれてないのは、そこが条件になっ

てないわけです。2社取りなさいという条件になってない。説明はしなさいとなってますけど、取りなさいという条件にはなってない訳ですから、そこは改めるべきではないかというふうに思います。時間も無いんで、その改めるかどうかだけ確認してお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

現時点では国の通達どおり実施をしていきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

だから説明はしなさいと言ってるわけですよ、条件ではないと言ってるわけです。条件じゃないと言ってたでしょう、さっき課長も。そこは条件にするべきではないと私は言ってるわけです。そこを確認してるわけですから、時間が無いんで、そこだけ確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

あくまでも長与町におきましては、国の通達どおり実施をしていきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、条件ではないので申請が可能だということで理解したいというふうに思います。

最後に草払いの件でお伺いします。定期的に前期後期に分けてやってるということで、要望に応じてやっていきたいということでした。ただ、歩道がやはり、街路樹なんかには毛虫がつくということを知りたいですね。その時期に切らないともうなかなか通行が困難だということがありますんで、そういう要望にも是非応えていただきたいのと、写真がちょっと解析が悪くて申し訳ないんですけども、これ高田川の西高田付近の川なんですよね。ここにガードレールがあると思うんですけども、いわゆるガードレールを超えて川から上に竹だとか雑木が超えてるわけです。これは昨日もありましたけど環境の問題、景観の問題からしても非常に余りよろしくない。道路を越えて雑木が出てくると。これについては県の管理で、県が対応するんだろうというふうに思うんですけども、この辺も県も含めてどうするかと、町がやっていいかとか、じゃあ町に委託するなら委託してくれというふうな協議をして、是非お願いしたいと。特にもう簡単に切ってもらおうとまた僕は困るなど、この高田川は今、蛍が、特にこの高田駅から東高田辺りま

で蛍が飛び交ってほかでも見受けられるのかもしれませんが、私が見かけるのはそこで。全部切ってしまうと蛍が生息しなく、いなくなってしまうので。そういうのも含めて、そういう状況が分かる地元が対処した方が私はいいいのかなというふうに思いますんで、ほかにも実はあるんですよ。JRの線路脇の、これはもう公共じゃないですけども、JRの線路脇の県道33号線の通りの、あそこもこれまでは一般のボランティアの方がずっと切ってもらってましたけども、それが無くなってしまうと、もう本当に道路にどんどんかぶさってくるということなんで、是非そういうきめ細かな対応をお願いしたいというふうに思いますけども、なんか回答がいただければというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員がおっしゃるとおり繁茂についてはうちの方でも把握してるつもりです。それについては町できる分は頑張ります。県とか他の所と協議をしてない部分については、どんどん協議を行って少しでも解消していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時15分）